

令和7年度

# 事務事業概要

(令和7年4月1日現在)

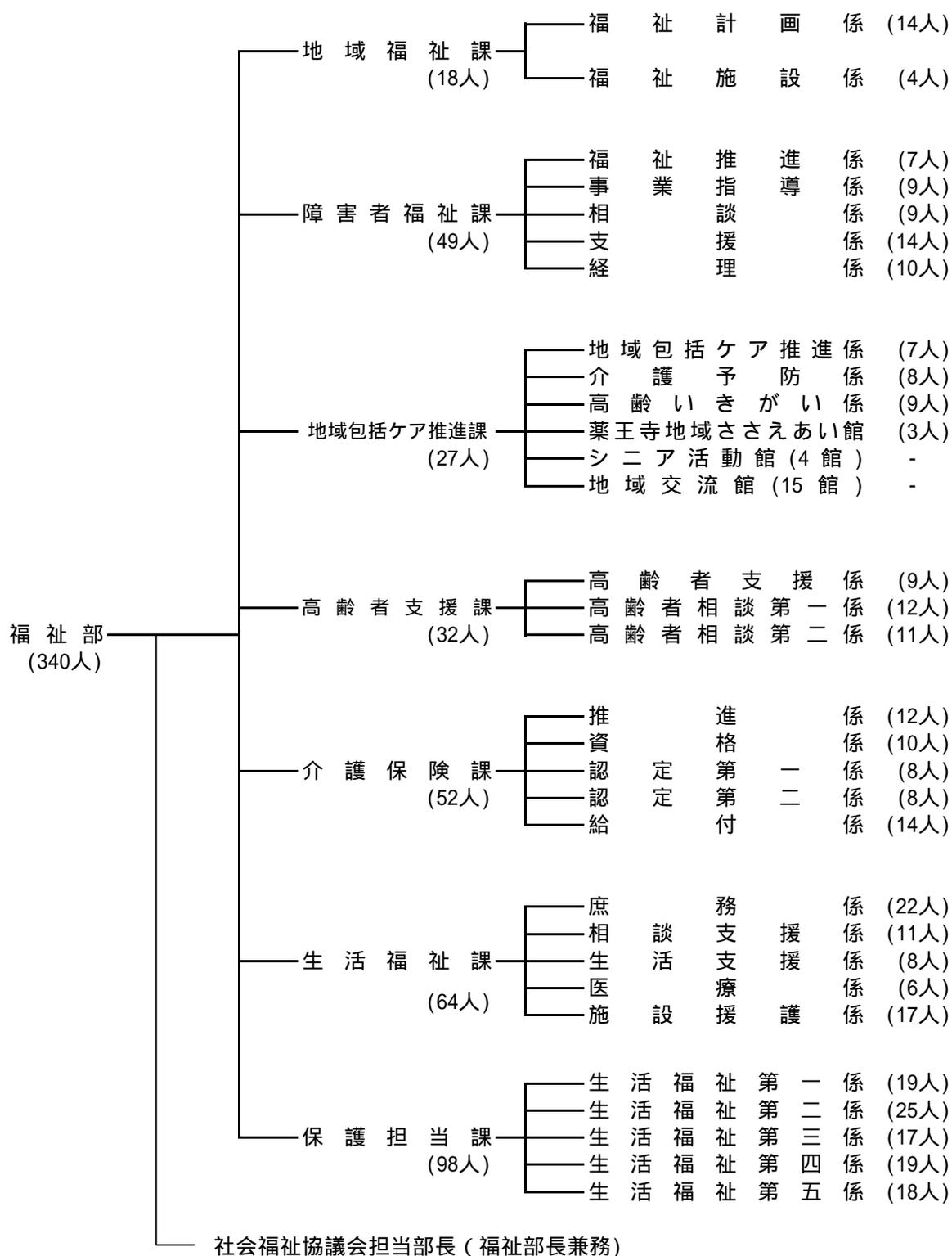
新宿区福祉部

# 目次

1	福祉部の組織及び職員数	1
2	係長職以上の職員の職氏名	2
3	福祉部所管の予算	4
4	福祉部各課の担当事務	
4-1	地域福祉課	6
4-2	障害者福祉課	12
4-3	地域包括ケア推進課	39
4-4	高齢者支援課	47
4-5	介護保険課	54
4-6	生活福祉課	63
4-7	保護担当課	63
5	福祉部関連施設一覧	69

令和6年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の中止、縮小等を行っている場合がありますが、事務事業の実績等の説明では特段の断り書きは省いています。

# 1 福祉部の組織及び職員数



\*令和7年4月1日現在

\*部長・課(所)長は、庶務担当係に含む。

\*職員数には再任用を含むが、会計年度任用・区政推進員は含まない。

## 2 係長職以上の職員の職氏名

( 2 頁から 3 頁まで記載削除 )



### 3 福祉部所管の予算

#### 一般会計

#### (1) 歳出予算

単位:千円

科 目		令和7年度 (1号補正後予算)	令和6年度 (2号補正後予算)	比較増減	増減率
款	項 目				
福祉費		48,571,111	47,154,442	1,416,669	3.0 %
	1 社会福祉費	1,325,839	1,338,796	12,957	1.0 %
	1 社会福祉総務費	1,324,841	1,337,846	13,005	1.0 %
	2 社会福祉施設費	998	950	48	5.1 %
	2 障害者福祉費	14,982,258	14,606,066	376,192	2.6 %
	1 障害者福祉総務費	1,337,934	1,621,440	283,506	17.5 %
	2 障害者福祉事業費	11,348,678	10,987,729	360,949	3.3 %
	3 障害者福祉施設費	1,366,132	1,273,647	92,485	7.3 %
	4 障害者福祉施設建設費	929,514	723,250	206,264	28.5 %
	3 高齢者福祉費	8,356,673	8,153,378	203,295	2.5 %
	1 高齢者福祉総務費	5,740,905	5,713,178	27,727	0.5 %
	2 高齢者福祉事業費	1,845,280	1,776,872	68,408	3.8 %
	3 高齢者福祉施設費	770,488	663,328	107,160	16.2 %
	4 生活保護費	23,906,341	23,056,202	850,139	3.7 %
	1 生活保護総務費	1,515,584	1,404,947	110,637	7.9 %
	2 扶助費	22,390,757	21,651,255	739,502	3.4 %

区の予算額(一般会計)	190,721,682	184,335,518	6,386,164	3.5 %
福祉部予算比率	25.5 %	25.6 %	-	-

#### (2) 財源内訳

単位:千円

		令和7年度 (1号補正後予算)	令和6年度 (2号補正後予算)	比較増減	増減率
計		48,571,111	47,154,442	1,416,669	3.0 %
特定財源		27,441,847	26,592,500	849,347	3.2 %
	国庫支出金	21,754,998	20,961,592	793,406	3.8 %
	都支出金	4,550,454	4,664,382	113,928	2.4 %
	特別区債	763,000	617,000	146,000	23.7 %
	その他	373,395	349,526	23,869	6.8 %
一般財源		21,129,264	20,561,942	567,322	2.8 %

# 介護保険特別会計

## (1)歳出予算

単位:千円

科 目		令和7年度 (当初予算)	令和6年度 (1号補正後予算)	比較増減	増減率
款	項 目				
歳 出 合 計		27,102,064	26,667,549	434,515	1.6 %
1	総務費	1,060,643	991,303	69,340	7.0 %
	1 総務管理費	1,060,643	991,303	69,340	7.0 %
	1 一般管理費	818,312	784,348	33,964	4.3 %
	2 介護認定審査会費	40,638	36,355	4,283	11.8 %
	3 認定調査費	198,669	167,662	31,007	18.5 %
	4 趣旨普及費	3,024	2,938	86	2.9 %
2	保険給付費	24,329,381	23,993,895	335,486	1.4 %
	1 サービス等諸費	23,414,150	23,095,978	318,172	1.4 %
	1 居宅サービス給付費	12,770,533	12,688,232	82,301	0.6 %
	2 施設サービス給付費	5,769,609	5,762,317	7,292	0.1 %
	3 地域密着型サービス給付費	3,031,488	2,808,182	223,306	8.0 %
	4 福祉用具購入費	36,918	37,306	388	1.0 %
	5 住宅改修費	66,887	66,887	0	0.0 %
	6 サービス計画給付費	1,301,700	1,297,104	4,596	0.4 %
	7 特定入所者サービス費	408,253	408,107	146	0.0 %
	8 審査支払手数料	28,762	27,843	919	3.3 %
	2 高額サービス費等	915,231	897,917	17,314	1.9 %
	1 高額サービス費	807,325	790,844	16,481	2.1 %
	2 高額医療合算サービス費	107,906	107,073	833	0.8 %
3	基金積立金	49,266	58,885	9,619	16.3 %
	1 基金積立金	49,266	58,885	9,619	16.3 %
	1 介護給付準備基金積立金	49,266	58,885	9,619	16.3 %
4	地域支援事業費	1,594,206	1,552,022	42,184	2.7 %
	1 地域支援事業費	1,571,476	1,532,146	39,330	2.6 %
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	873,437	846,174	27,263	3.2 %
	2 一般介護予防事業費	49,199	51,005	1,806	3.5 %
	3 包括的支援等事業費	645,297	632,701	12,596	2.0 %
	4 審査支払手数料	3,543	2,266	1,277	56.4 %
	2 介護支援等事業費	22,730	19,876	2,854	14.4 %
	1 介護支援等事業費	22,730	19,876	2,854	14.4 %
5	諸支出金	18,568	21,444	2,876	13.4 %
	1 償還金及び還付金	18,566	21,442	2,876	13.4 %
	1 第1号被保険者保険料還付金	18,535	21,411	2,876	13.4 %
	2 還付加算金	30	30	0	0.0 %
	3 償還金	1	1	0	0.0 %
	2 小切手支払未済償還金	1	1	0	0.0 %
	1 小切手支払未済償還金	1	1	0	0.0 %
	3 延滞金	1	1	0	0.0 %
	1 延滞金	1	1	0	0.0 %
6	予備費	50,000	50,000	0	0.0 %
	1 予備費	50,000	50,000	0	0.0 %
	1 予備費	50,000	50,000	0	0.0 %

## (2)財源内訳

単位:千円

	令和7年度 (当初予算)	令和6年度 (1号補正後予算)	比較増減	増減率
計	27,102,064	26,667,549	434,515	1.6 %
介護保険料	5,340,613	5,330,255	10,358	0.2 %
使用料及び手数料	3	3	0	0.0 %
国庫支出金	5,664,985	5,674,206	9,221	0.2 %
支払基金交付金	6,818,754	6,720,958	97,796	1.5 %
都支出金	3,774,596	3,726,903	47,693	1.3 %
財産収入	7,985	3,670	4,315	117.6 %
繰入金	5,458,457	5,176,936	281,521	5.4 %
繰越金	18,536	21,412	2,876	13.4 %
諸収入	18,135	13,206	4,929	37.3 %

## 4 福祉部各課の担当事務

### 【社会福祉協議会担当部長】

社会福祉協議会に関すること。

### 4-1 地域福祉課

#### 福祉計画係

民生委員及び児童委員に関すること。

民生委員推薦会に関すること。

戦没者遺族等に関すること。

区立高齢者在宅サービスセンターに関すること。

特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターとして区が貸与する建物に係る維持管理に関すること。

社会福祉法人新宿区社会福祉事業団に関すること。

社会福祉法人の認可、検査等に関すること。

部内各課の予算及び決算の総括に関すること。

部内各課の調整に関すること。

部内他課に属しないこと。

課内他係に属しないこと。

#### 福祉施設係

福祉施設の維持管理に関すること。

作業宿泊所に関すること。

## 1 民生委員・児童委員

### 民生委員・児童委員（予算額 53,888 千円）

民生委員は、民生委員法によって人格識見が高く、広く地域の実情に通じ、かつ社会福祉の増進に熱意と理解をもっている人たちの中から都知事の推薦によって厚生労働大臣が委嘱した地域の民間篤志奉仕者です。任期は3年です。

その職務は、地域住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるよう必要に応じて生活状態を適切に把握し、常に住民の立場に立って、相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うとともに、福祉事務所、その他の関係行政機関等の業務にも積極的に協力しています。

また、民生委員は児童委員を兼ねており、子どもの健やかな成長を支援するため児童問題を専門に担当する民生委員・児童委員の中から指名された主任児童委員と協力して児童の健全育成やさまざまな児童問題に取り組んでいます。

### 地区民生委員・児童委員協議会の定数（令和7.4.1現在）

地区	定数（人） （主任児童委員を含む）
四谷	43
笹筒町	27
榎町	28
若松町	30
大久保	43
戸塚	37
落合第一	26
落合第二	26
柏木	28
角筈	14
計	302

### 新宿区民生委員推薦会（予算額 981 千円）

都知事が推薦する新宿区内の民生委員候補者を選出する機関です。区議会議員、民生委員、社会福祉事業実施関係者、社会福祉関係団体代表者、学識経験者等から構成されています。民生委員推薦会の協力機関として、民生委員推薦準備会があります。推薦準備会に関しても、民生委員・児童委員地区協議会と同様に、10地区で構成されています。

### 新宿区各地区民生委員・児童委員協議会に対する事業助成（予算額 5,674 千円）

民生委員・児童委員の資質向上のために自主的に研修等を行っている区民生委員・児童委員協議会及び各地区民生委員・児童委員協議会の行う研修等の事業に対し、その事業の円滑な推進を図るため、事業費を助成しています。

## 2 新宿区社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域住民が主体となり、地域における福祉の改善向上を図るため、公私の福祉関係者の参加と協力を得て、地域福祉を推進する社会福祉法人です。

高田馬場事務所と東分室（四谷三栄町）、6か所のボランティアコーナーで事業を運営しています。

### 運営助成（予算額 406,432 千円）

#### 組織及び主な事業

法人経営課：法人全体の企画、立案及び調整に関すること。

- ・社協の組織運営（理事会・評議員会の運営、部会の運営、予算・決算、広報・広聴、IT推進・情報管理、職員の育成）
- ・地域福祉活動を支援する活動基盤の強化（会費会員の募集・管理、寄附金の受領・管理、収益

- 事業) 赤い羽根共同募金運動、歳末・地域たすけあい運動、地域団体との連携、地域ささえあい活動助成、備品整備・施設整備助成
- ・災害対策の推進(災害時危機管理対策)
- ・社会福祉法人としての公益的な取組

**地域活動支援課：地域福祉活動の支援、ボランティアの活動支援、災害ボランティアセンターの運営支援等に関すること。**

- ・地域づくり支援事業(ボランティアセンター・東分室の運営、6か所の新宿社協ボランティアコーナーの運営、車椅子・地域行幸用機材の貸出)
- ・福祉教育の推進・福祉体験学習の推進、体験ボランティア
- ・地域活動者実践講座
- ・ふれあい・いきいきサロンの運営支援
- ・NPO・新宿CSRネットワーク等との市民活動の支援
- ・災害ボランティアセンターの運営支援等
- ・社協部会の運営
- ・ボランティア情報の発信(地区情報紙発行・ボランティア情報の提供)
- ・ちょこっと・暮らしのサポート事業
- ・避難者支援
- ・視覚・聴覚障害者支援事業(区委託)
- ・認知症サポーターステップアップ事業(区委託)
- ・介護支援等ボランティア・ポイント事業(区委託)
- ・生活支援体制整備事業(区委託)
- ・地域見守り協力員事業(区委託)
- ・ファミリーサポート事業(区委託)
- ・自立相談支援事業(区委託)
- ・低所得者世帯等への支援(生活福祉資金貸付事業(東京都社会福祉協議会委託)、受験生チャレンジ支援貸付事業(区委託)、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(東京都社会福祉協議会委託)、応急小口資金貸付事業、緊急援護事業)

**成年後見センター：成年後見制度の利用促進、権利擁護に関すること。**

成年後見制度利用推進事業(区委託)、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)(東京都社会福祉協議会委託)、法人後見事業(法人後見監督含む)

### 3 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症、知的障害及び精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守る民法に基づく制度です。成年後見人等がこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活が送れるよう、法律面や生活面で支援するしくみです。

**「新宿区成年後見センター」の運営(予算額 73,811千円)**

平成19年度に開設した「新宿区成年後見センター」を中心に、成年後見制度の普及啓発や相談機能の充実、市民後見人養成事業等を行い、制度の利用促進を図っています。新宿区成年後見センターの運営は、新宿区社会福祉協議会に委託しています。

成年後見・権利擁護専門相談

年度	成年後見・権利擁護相談件数(件)
4	2,645
5	2,967
6	2,220

**成年後見制度の利用に係る費用助成（予算額 3,573 千円）**  
**（障害者福祉課及び高齢者支援課からの執行委任）**

成年後見制度の利用に必要な家庭裁判所への申立費用や成年後見人等への報酬に対する報酬の負担が困難である場合に、費用を助成しています。

< 申立費用助成（平成 27 年度開始）>

令和 4 年度実績：障害者 0 件 0 円、高齢者 0 件 0 円  
 令和 5 年度実績：障害者 1 件 87,158 円、高齢者 0 件 0 円  
 令和 6 年度実績：障害者 0 件 0 円、高齢者 0 件 0 円

< 報酬助成（本人・親族申立分）>

令和 4 年度実績：障害者 4 件 1,018,000 円、高齢者 4 件 993,000 円  
 令和 5 年度実績：障害者 5 件 1,218,000 円、高齢者 6 件 1,544,000 円  
 令和 6 年度実績：障害者 8 件 2,239,000 円、高齢者 8 件 1,946,000 円

**(3) 法人後見・法人後見監督の実施助成（予算額 25,390 千円）**

平成 30 年度から新宿区社会福祉協議会が法人として成年後見人等または任意後見人となる法人後見事業を実施しています。また、法人として、市民後見人の後見等監督人となる法人後見監督事業を実施しています。

区は、新宿区社会福祉協議会に対し、本事業の運営助成等の支援をします（2 - - 再掲）。

**4 福祉団体等への助成**

**特別養護老人ホームに対する運営助成等**

**特別養護老人ホームに対する経営支援等（予算額 66,825 千円）**

特別養護老人ホームあかね苑及び北新宿特別養護老人ホームに対し、経営支援補助金を交付するなど、運営助成を行っています。

**貸付施設の維持管理（予算額 39,773 千円）**

貸付施設の特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターの維持管理を行っています。

**貸付施設の設備整備（予算額 55,496 千円）**

貸付施設の特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターの施設整備及び改修工事を行っています。

**貸付施設の計画修繕（予算額 79,289 千円）**

貸付施設の特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターについて、中長期修繕計画に基づき改修しています。

**新宿区シルバー人材センターに対する助成（予算額 143,456 千円）**

働く意欲のある高齢者（概ね 60 歳以上）が会員になり、個人の能力や体力にあった仕事に就業して配分金を受け取ることを通じ、生きがいの増進や地域社会の発展を目指している公益社団法人新宿区シルバー人材センターに対して助成を行います。

年度	会員数（人）	年間受託件数（件）	年間契約額（千円）
4	1,717	11,089	698,922
5	1,703	10,851	767,962
6	1,726	10,474	804,035

**5 社会福祉法人認可・指導検査等（予算額 2,133 千円）**

平成 25 年 4 月から、社会福祉法人の認可等及び指導検査の権限移譲により、これまで都が所轄してきた社会福祉法人のうち、主たる事業所が区にあってその行う業務が区を越えない法人について区の所轄となりました。社会福祉法人に対して適正な検査・指導等を実施することで、社会福祉

法人の安定的な運営を確保することを目的とします。

### 所轄法人数（令和7.4.1現在）

社会福祉法人 16 法人（障害 8、保育 3、高齢・介護 2、その他 3）

### 主な事務

#### 認可等に関する事務

- ア 設立認可
- イ 定款変更認可 等

#### 指導検査事務

#### その他

- ア 現況報告書の受理及び審査
- イ 税額控除証明の交付 等

## 6 福祉避難所の充実と体制強化

### （1）福祉避難所の充実と体制強化（予算額 7,969 千円）

災害時に高齢者や障害者などの要配慮者が、在宅あるいは避難所で生活を継続するために必要な事項等を記載する、要配慮者災害用セルフプランの作成を通じ、「自分の命は自分で守る」という防災意識の向上と自助・共助の取組を進めます。また、セルフプランの普及啓発のため、新規に対象となる方（要介護度3以上、身体障害者手帳2級以上、愛の手帳2度以上、災害時要援護者名簿登録者）へ郵送による作成勧奨を実施します。

また、福祉避難所について、施設ごとの課題を踏まえた避難所の役割の明確化や運営の具体化の検討、避難所開設運営訓練の支援及び備蓄物資の配備により、災害時応急体制の強化を図ります。

### （2）災害時要援護者名簿の作成（予算額 198 千円）

災害時の避難等に支援を必要とする方を事前に把握するため、本人からの申し出により災害時要援護者名簿を作成しています。この名簿は、区内消防署、区内警察署、地域の民生委員・児童委員、防災区民組織及び区の関係部署に配付し、災害時における安否確認など必要な支援を行うために活用しています。

## 7 その他の事業

### 旧軍人等の援護（予算額 2,843 千円）

#### 旧軍人及び戦没者遺族に対する各種受付

- ア 各種弔慰金等の請求受付及び進達等
- イ 各種弔慰金等の国債の交付、国債の買上申請受付等

### 作業宿泊所の維持管理（予算額 998 千円）

区内の低所得者に対し、住居と作業の場を提供し、生活の安定と自立の助長を図ることを目的として設置した施設の維持修繕工事等を行います。

### 区立高齢者在宅サービスセンターの運営等

#### 施設の管理運営（予算額 3,605 千円）

指定管理者制度により、百人町高齢者在宅サービスセンターを運営します。

#### 施設の設備整備（予算額 16,406 千円）

百人町高齢者在宅サービスセンターの施設整備及び改修工事を行っています。

### 受験生チャレンジ支援貸付事業（予算額 9,500 千円）

受験生チャレンジ支援貸付事業は、東京都が実施する事業であり、一定基準以下の低所得世帯の子ども（受験生）に対する支援として、学習塾等の受講料（塾代）、高校・大学などの受験料にかかる費用の貸付を行います。

区では、これらに関する相談や申込受付を新宿区社会福祉協議会に委託して実施しています。

年度	相談件数	貸付決定件数	（内訳）学習塾	受験料
4	1,226	188	89	99
5	761	201	96	105
6	747	196	95	101

### いのちのネットワークの構築

経済的困窮や社会的孤立などのため支援を必要とする者の情報を的確に把握し、迅速かつ適切に必要な支援につなげることができるよう、区内及び関係団体間のネットワークを構築・運営します。

## 4-2 障害者福祉課

### 福祉推進係

- 障害者福祉施策の企画及び調査に関すること。
- 障害者団体との連絡調整及び援助に関すること。
- 障害者施策推進協議会に関すること。
- 障害者自立支援協議会に関すること。
- 自立支援給付（自立支援医療を除く。）、地域生活支援給付費、障害児通所給付費等の支給決定に関すること。
- 指定特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定に関すること。
- 課内他係に属しないこと。

### 事業指導係

- 区立福祉作業所に関すること。
- 障害者福祉センターに関すること。
- 新宿生活実習所に関すること。
- 心身障害者通所訓練施設に関すること。
- 障害者生活支援センターに関すること。
- 障害者の就労支援に関すること。
- 障害者施設等の整備、運営指導及び助成に関すること。
- 障害福祉サービス事業者の指導検査等に関すること。

### 相談係

- 障害者及び障害児の相談支援に関すること。
- 障害者手帳及び障害者手帳に係る福祉サービスに関すること。
- 自立支援医療に関すること。

### 支援係

- 障害者及び障害児の個別支援並びにサービス等利用計画及び障害児支援利用計画に関すること。
- 介護給付費等の認定調査に関すること。
- 介護給付費等認定審査会に関すること。
- 自立支援給付（自立支援医療及び福祉部障害者福祉課福祉推進係に属するものを除く。）に関すること。
- 地域生活支援事業に関すること。
- 障害者自立支援ネットワークに関すること。
- 障害者の虐待防止及び権利擁護に関すること。

### 経理係

- 自立支援給付等の経理に関すること。
- 障害児通所支援及び障害児相談支援に係る経理に関すること。
- 心身障害者福祉手当等に関すること。
- 心身障害者医療費の助成に関すること。
- 東京都心身障害者扶養共済制度に関すること。
- 原爆被爆者見舞金に関すること。

# 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づくサービス

平成 25 年 4 月から「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に改正されました。これまでの身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害含む）に加え、難病等の方も障害福祉サービス等を受給できるようになり、対象となる難病等も段階的に拡大され、令和 7 年 4 月からは 376 疾病が対象となっています。また、「障害者の望む地域生活の支援」、「障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を主な内容とした障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービス等が円滑に実施され、適正な運営が図られるよう対応してまいります。

## 障害者総合支援法によるサービス及び児童福祉法による障害児通所支援等の内容

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて次の 2 つがあります。（14 頁参照）

全国一律の基準で実施される障害福祉サービス、計画相談支援・地域相談支援、自立支援医療、補装具費等の「自立支援給付」と、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、区市町村が実施する「地域生活支援事業」です。

また、児童福祉法による障害児通所支援等は 14 頁のとおりです。

## 障害福祉サービス等の利用方法

障害福祉サービス等の利用には、希望する方から事前に区への申請が必要となります。区は、利用希望者の生活や障害の状況について聞き取り調査（障害支援区分認定調査等）を行うとともに、サービス等利用計画案の作成を依頼します。サービス等利用計画案に代わり、セルフプランの提出もできます。

区は、サービス等利用計画案と障害支援区分等を勘案して支給決定を行い、受給者証を交付します。

## サービス等利用計画（障害児支援利用計画）とは

サービスを利用する方が、生活する上で必要なサービスを上手に活用し、生活の質を向上させるためにつくる計画です。一定期間ごとに計画の見直し（モニタリング）を行います。

平成 27 年度からは、障害福祉サービスや障害児通所支援を利用する障害者・児は、サービス等利用計画（障害児支援計画）の提出が必須となりました。サービス等利用計画は、区市町村が指定する「指定特定相談支援事業所」の専門の職員（相談支援専門員）が作成します。

## セルフプランとは

本人や家族・支援者等の身近な方が、サービス等利用計画に代えて作成する計画です。モニタリングは必要ありません。

## 受給者証とは

障害福祉サービス、地域相談支援、地域生活支援サービス（一部を除く）及び障害児通所サービスを利用する場合に、指定サービス事業者との契約に必要となるものです。この受給者証により利用したサービスの利用者負担については、障害者等の家計の負担能力に応じた負担上限月額が定められています。

**障害者総合支援法の概要**

利用者： 障害者・障害児

自立支援給付	地域生活支援事業		
<p align="center"><b>(障害福祉サービス)</b></p> <p><b>【介護給付】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護（ホームヘルプ）</li> <li>・重度訪問介護</li> <li>・同行援護</li> <li>・行動援護</li> <li>・重度障害者等包括支援</li> <li>・短期入所（ショートステイ）</li> <li>・療養介護（医療費含む）</li> <li>・生活介護</li> <li>・施設入所支援</li> </ul> <p><b>【訓練等給付】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労選択支援</li> <li>・就労継続支援（A型・B型）</li> <li>・就労定着支援</li> <li>・共同生活援助（グループホーム）</li> <li>・自立生活援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援</li> <li>・意思疎通支援 （手話通訳者等派遣など）</li> <li>・日常生活用具給付等事業</li> <li>・移動支援</li> <li>・日中一時支援 （日中ショート） （障害児等タイムケア） （土曜ケアサポート）</li> <li>・地域活動支援センター （創作活動、生産活動の機会提供、 社会との交流促進）</li> <li>・福祉ホーム等</li> <li>・自発的活動支援</li> <li>・理解促進研修・啓発</li> <li>・巡回入浴サービス</li> <li>・成年後見制度利用促進</li> <li>・緊急保護居室確保等</li> <li>・重度障害者等就労支援事業</li> </ul>		
<p><b>【相談支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談支援 （サービス利用支援）</li> <li>（継続サービス利用支援）</li> <li>・地域相談支援 （地域移行支援・地域定着支援）</li> </ul>	 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p align="center"><b>東京都の提供するサービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性の高い相談支援</li> <li>・専門性の高い意思疎通支援者養成及び派遣</li> <li>・意思疎通支援者派遣に係る区市町村連絡調整</li> <li>・広域的な支援</li> <li>・人材育成 等</li> </ul> </div> 		
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>【自立支援医療】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更生医療</li> <li>・育成医療</li> <li>・精神通院医療</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; border-left: 1px dashed black;"> <p><b>【補装具費】</b> 補装具費の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす</li> <li>・義手</li> <li>・義足</li> <li>・補聴器 等</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p><b>【自立支援医療】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更生医療</li> <li>・育成医療</li> <li>・精神通院医療</li> </ul>	<p><b>【補装具費】</b> 補装具費の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす</li> <li>・義手</li> <li>・義足</li> <li>・補聴器 等</li> </ul>	
<p><b>【自立支援医療】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更生医療</li> <li>・育成医療</li> <li>・精神通院医療</li> </ul>	<p><b>【補装具費】</b> 補装具費の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす</li> <li>・義手</li> <li>・義足</li> <li>・補聴器 等</li> </ul>		

**児童福祉法による障害児通所サービス等の概要**

利用者： 障害児

<p><b>【障害児通所支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援</li> <li>・放課後等デイサービス</li> <li>・保育所等訪問支援</li> <li>・居宅訪問型児童発達支援</li> </ul>	<p><b>【障害児相談支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児支援利用援助</li> <li>・継続障害児支援利用援助</li> </ul> <p>東京都の提供するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児入所支援</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 自立支援給付

全国一律の基準で実施されるサービスです。

### 障害福祉サービス

#### ア 介護給付費等（予算額 4,058,504 千円）

A 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、療養介護（医療費含む）、生活介護

#### B 施設入所支援

施設入所者については、実費負担としての食費・光熱水費・家賃が軽減されます。（補足給付）

#### イ 訓練等給付費等（予算額 2,215,229 千円）

A 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労選択支援（令和7年10月から）、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、自立生活援助

#### B 共同生活援助（グループホーム）

実費負担としての家賃が軽減されます。（補足給付及び家賃助成）

#### 相談支援給付費（予算額 126,702 千円）

障害者の心身の状況、生活環境等を勘案しサービス等利用計画を作成する計画相談支援や、入所、入院している障害者等の地域移行を促すための地域相談支援に対する給付を行っています。

#### 自立支援医療費（更生医療）（予算額 1,266,939 千円）

医学的な治療で身体障害者の障害程度を軽くし、機能を回復することが可能な場合、指定医療機関で必要な医療を給付します。利用者負担については、医療費の1割定率負担となりますが、所得に応じて一定の負担上限月額が定められています。受給種目は次のとおりです。

#### ア 視覚障害

#### イ 聴覚障害

#### ウ 音声・言語・そしゃく機能障害

#### エ 肢体不自由

#### オ 心臓機能障害

#### カ じん臓機能障害

#### キ 小腸機能障害

#### ク ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

#### ケ 肝臓機能障害

#### 補装具費の支給（予算額 70,722 千円）

身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にするため、長時間にわたり継続して使用される補装具（補聴器、義手、義足、車いすなど）の費用について東京都心身障害者福祉センターの判定又は指定医師の意見書等に基づき支給します。

利用者負担については、障害者等の家計の負担能力に応じて負担上限月額が定められています。

平成30年度から、購入のほかに借受けの費用も助成しています（特定の種目のみ）。

介護保険対象者は介護保険給付種目に該当しないなど、必要な場合のみ支給します。

## 障害児支援給付

児童福祉法を基本として身近な地域でのサービスを行います。

#### 障害児通所給付費等（予算額 1,458,382 千円）

児童福祉法に基づく障害児通所支援に対する給付を行います。

#### 障害児相談支援給付費（予算額 7,721 千円）

障害児の心身の状況、生活環境等を勘案し作成した障害児支援利用計画に対する給付を行います。

## 障害者地域生活支援事業

区市町村が地域の特性等に応じて実施するサービスです。（区市町村により事業が異なります。）

#### 相談支援（予算額 85,803 千円）

#### ア 新宿区基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的に、平成24年4月から、障害者福祉課に新宿区基幹相談支援セ

ンターを設置し、相談支援の充実を図っています。

#### イ 障害者相談支援事業

障害者福祉課、区立障害者福祉センター、区立子ども総合センター、健康部保健予防課、各保健センター（４所）及びシャロームみなみ風（あんそれいゆ）、地域活動支援センター「まど」、「ラバンス」、「風」、「ファロ」、「さくらんぼ」、「晴（Halu）」の民間事業所 7 所（指定一般・指定特定相談支援事業所）を相談支援の窓口と位置付け、福祉サービス等の情報提供や障害福祉サービスの利用に関する支援を行います。

#### ウ 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業を適正かつ円滑に実施できるように、社会福祉士、精神保健福祉士又は相談支援専門員等の資格を有する職員を障害者自立支援ワーカーとして、障害者福祉課に配置し、サービス等利用計画の作成や相談支援事業者に対する指導・助言等を行います。

#### エ 居住サポート事業

保証人がいないなどの理由により、入居が困難な障害者について、入居に必要な調整などの支援を行います。

#### オ 障害者地域生活支援体制事業

シャロームみなみ風に相談支援専門員を増配置し、土日も含めた相談体制を強化します。また、研修コーディネーターを配置し、区内事業所向けの研修を実施することで、人材育成・サービス水準の向上を図ります。

また、中落合一丁目区有地グループホーム等複合施設に、緊急時の短期入所の受入調整を行う拠点コーディネーターを配置します。

#### 意思疎通支援事業（予算額 19,342千円）

ア 聴覚障害者等（聴覚、言語機能又は音声機能の障害者等）の方に対して、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を、東京手話通訳等派遣センターに委託して行っています。

イ 区役所内に手話通訳者を配置しています。

ウ 聴覚障害者等の方が各所属の窓口（電話窓口を含む）において行政手続等を行う際に、窓口用タブレット端末や聴覚障害者等が所有するスマートフォン等を利用した、遠隔手話通訳、音声言語の文字化及び筆談、電話代理支援サービスによる意思疎通支援を行っています。

エ 失語症者の支援を目的として活動する団体に対する、意思疎通支援者の派遣を行っています。

#### 日常生活用具給付等事業（予算額 75,577千円）

在宅の障害者（児）の日常生活の利便を図るために、日常生活用具を給付します。また、日常生活をより容易にするための住宅設備改善費の給付も行っています。

#### 移動支援事業（予算額 410,203千円）

全身性障害者（児）、重度視覚障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病等対象者の外出の支援を行います。事業所との契約により、個別支援又はグループ支援（1対4まで）を利用できます。

#### 日中一時支援事業（予算額 62,160千円）

##### ア 日中ショート

一時的に見守り等の支援の必要がある障害者（児）について、短期入所施設を利用した宿泊を伴わないショートステイを提供します。

##### イ 障害児等タイムケア事業

障害児者を対象に、日中活動終了後及び特別支援学校等の放課後、休日又は長期休業期間に居場所を提供します。（４- 「障害児等タイムケア事業運営助成等」参照）

##### ウ 土曜ケアサポート

月曜日から金曜日に障害者施設で実施している生活介護を利用している方（入所支援施設入所者は除く）を対象に、土曜日の日中活動の場を提供します。

#### 地域活動支援センター（予算額 96,567千円）

通所による障害者への創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る地域活動支援センター（6所）の運営に要する経費の一部を助成します。

（４- 「地域活動支援センター運営助成」参照）

#### 福祉ホーム等（予算額 44,611千円）

福祉ホーム・重度身体障害者グループホームを運営する社会福祉法人等の運営に要する経費の一部を助成します。

(4 - 「福祉ホーム等運営助成」参照)

#### **自発的活動支援 (予算額 3,866 千円)**

障害者の自立及び社会参加を促進する諸活動を援助するため、障害者福祉活動助成を行います。  
(4 - 「自発的活動支援」参照)

#### **理解促進研修・啓発 (予算額 5,634 千円)**

障害のある人となない人との相互理解を深め、こころのバリアフリーを促進するため、障害者週間(12月3日~12月9日)を中心に啓発事業を開催します。

##### **ア 新宿区内障害者福祉施設共同バザール及び障害者作品展の開催**

障害者の日頃の活動と地域生活を広く紹介するために、福祉作業所等の製作作品を展示即売する「共同バザール」を開催するとともに、障害者の作品(絵画・書画・写真ほか)を展示する「障害者作品展」を併せて開催しています。

##### **イ イベント開催**

障害への理解を深めるための各種イベントを、バザールと同時開催します。

#### **巡回入浴サービス (予算額 28,179 千円)**

身体障害者手帳1級若しくは2級、又は愛の手帳1度若しくは2度の障害のある在宅で寝たきりの方(準ずる状態を含む。)が、家族等の介助だけでは入浴困難な場合に、自宅に特殊浴槽を持ち込み、看護師1人及び介護者2人を派遣して入浴サービスを実施します。入浴サービスは、年間104回(原則として週2回)を限度とし、生活保護法の被保護者を除き、一定額の利用者負担が生じます。介護保険法の訪問入浴サービス利用者は、対象外です。

#### **成年後見制度利用促進 (予算額 2,761 千円)**

知的障害者、精神障害者の方について、その権利を擁護するための支援を行います。財産管理や身上監護のために、成年後見制度の利用が必要で、申し立てを行う親族等が見込めない場合に、区長申し立てを行います。支払い能力がない場合は、区長申し立ての経費及び後見人の報酬の一部について助成します。

また、親族申し立て分についても、所得等の要件を満たした場合は、申し立ての経費及び後見人の報酬の一部について助成します。

#### **緊急保護居室確保等 (予算額 7,919 千円)**

##### **ア 緊急保護のための居室確保事業**

緊急に保護する必要がある障害者を養護者等から分離し、保護するための居室確保として、空室日数に応じた確保料を施設に支払います。ただし、居室の利用があった場合は、障害福祉サービスの実績に基づき、介護給付費により支払います。

##### **イ 緊急受入のための居室確保(中落合一丁目区有地グループホーム等複合施設)**

地域生活支援拠点の「緊急時の受入・対応」の機能として、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時に障害者を確実に受入れるため、空室日数に応じた居室確保料を施設に支払います。ただし、居室の利用があった場合は、障害福祉サービスの実績に基づき、介護給付費により支払います。

#### **重度障害者等就労支援事業 (予算額 10,681 千円)**

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と連動して、通勤、職場等で必要となる支援を行います。

### **利用者負担及び負担軽減策(自立支援医療を除く)**

障害者総合支援法による「自立支援給付」及び、児童福祉法による「障害児支援給付」における利用者負担は、所得(負担能力)に応じて4区分(補装具は2区分)の負担上限月額が定められています。負担能力に応じて設定される負担上限月額よりも、サービスに係る費用の1割に相当する額の方が低い場合には、当該1割に相当する額を負担していただきます。

また、区市町村が行う地域生活支援事業の利用者負担についても、負担上限月額については自立支援給付と同様の設定をしています。

#### **国の軽減策(地域生活支援事業を除く)**

平成22年4月1日から「自立支援給付(自立支援医療を除く)」について、また、平成24年4月1日からは児童福祉法改正に伴い「障害児支援給付」について、低所得者(住民税非課税世帯)の利用者負担は無料になりました。さらに、令和元年10月1日から、幼児教育無償化に伴い、すべての3歳児~5歳児に係る障害児通所給付費等のサービス利用料が無料になりました。

## 区の独自軽減策

平成 22 年 4 月 1 日から「地域生活支援事業」のうち日常生活用具、移動支援、日中一時支援について、低所得者（住民税非課税世帯）の利用者負担を無料にしました。

令和 8 年度までの経過措置として、障害者総合支援法に基づくサービスの一部と児童福祉法に基づくサービスの一部について、利用者負担の発生するすべてのサービス受給者に対して次のとおり利用者負担の軽減を継続適用します。

また、幼児教育無償化に伴い、児童発達支援サービスに係る食費についても無料にしました(対象児童は、すべての 3 歳～5 歳児、0～2 歳児の第 2 子以降及び住民税非課税世帯の 0 歳～2 歳児)。

利用者負担を無料にしているサービス

- ・ 就労移行支援、福祉ホーム、地域活動支援センター

利用者負担を「3%」に軽減しているサービス

- ・ 障害福祉サービス、補装具費（平成 30 年度から、住民税所得割額が 46 万円以上の世帯に属する方は 10%）地域生活支援事業（ただし、療養介護、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）就労移行支援、福祉ホーム、地域活動支援センター、意思疎通支援、相談支援を除きます。）
- ・ 障害児通所支援

また、上記の経過措置とは別に、恒常的軽減措置として次のものがあります。

利用者負担を無料にしているサービス

- ・ 相談支援
- ・ 意思疎通支援（月に 60 時間まで無料）

区では、利用者負担の負担上限月額について、次のサービスを同月に利用する場合は、合算して適用しています

- ・ 障害福祉サービス(一部)
- ・ 地域生活支援事業(一部)
- ・ 障害児通所支援

## その他の軽減策

### 高額障害福祉サービス費等給付費・高額障害児通所給付費（予算額 5,571 千円）

自立支援給付・障害児通所支援における世帯及び介護保険利用分の利用者負担額を合算し、上限月額を超えた金額を支給することで、利用者の負担軽減を図っています。

平成 30 年度から、65 歳に達したことで障害福祉サービスから介護保険サービスに移行した結果自己負担が発生する方に対し、その負担額を償還払いしています（対象者の要件があります）。

## 2 手帳の交付

### 身体障害者手帳

身体に障害がある方が、身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に、本人の申請に基づいて交付しています。また、手帳は同法に定める各種の援護を受けるための証明となるものです。

手帳所持者数（各年度 4 月 1 日現在 単位:人）

年度	合計	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
5	10,685	3,584	1,922	1,874	2,361	490	454
6	10,669	3,543	1,924	1,879	2,388	482	453
7	10,784	3,566	1,958	1,885	2,407	494	474

## 愛の手帳

知的障害者の保護と自立更生の援助などを図るため、国の療育手帳に相当する手帳として東京都が交付しています。

18歳未満の方は東京都児童相談センター、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターの判定が必要になります。

手帳所持者数（各年度4月1日現在 単位:人）

年度	合計	1度	2度	3度	4度
5	1,849	68	423	408	950
6	1,917	67	435	424	991
7	1,959	65	448	425	1,021

## 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、一定の精神障害にある方が、精神保健福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に、本人の申請に基づいて交付しています。

また、交付された手帳は、各種の支援を受けるための証明になります。

有効者数（各年度3月末現在 単位:人）

年度	合計	1級	2級	3級
4	4,052	204	1,864	1,984
5	4,421	211	1,974	2,236
6	4,703	206	2,093	2,404

精神障害者保健福祉手帳は、2年毎に精神障害の状態の認定を受けるため、手帳の所持者数はその有効者数となる。

## 3 障害者へのその他の福祉事業

### 福祉手当

心身障害者福祉手当（区の制度）（予算額 841,559千円）

心身に重度の障害がある方に手当を支給します。対象は次のとおりです。

- ・ 身体障害者手帳 1～3級
- ・ 愛の手帳 1～4度
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1級
- ・ 戦傷病者手帳 特別項症～2項症
- ・ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症
- ・ 区指定の難病

特別障害者手当等（国の制度）（予算額 111,281千円）

#### ア 特別障害者手当

20歳以上で、身体障害者手帳1級又は愛の手帳1度程度の障害が2つ以上重複してある方など、身体又は精神の著しい障害のため、日常生活において常時介護を必要とする方に支給する手当です。

#### イ 障害児福祉手当

20歳未満で、身体障害者手帳1級又は愛の手帳1度程度の障害を持つなど、身体又は精神の著しい障害のため、日常生活において常時介護を必要とする方に支給する手当です。

#### ウ 経過措置による福祉手当

旧「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」による福祉手当は、障害基礎年金及び特別障害者手当の創設により、昭和61年4月に廃止されました。ただし、福祉手当受給者で年金等を受けられない方については、経過措置として旧法による福祉手当を支給しています。

重度心身障害者手当（都の制度）

心身に特に重度の障害があるため、家庭において常時複雑な介護を必要とする方に支給される手当です。手当の支給は都が行います。（東京都心身障害者福祉センターで判定します。）

### **原爆被爆者への見舞金（予算額 860千円）**

被爆者手帳所持者で、各年度8月1日現在区内に住所を有する方に見舞金を支給します。

### **心身障害者扶養共済（都の制度）（予算額 2千円 事務費のみ）**

心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡し、又は重度障害となった後の心身障害者に年金を支給します。

### **特別永住者等重度障害者特別給付金（区の制度）（予算額 360千円）**

障害基礎年金等の受給資格を有さない特別永住者等で、新宿区に住民登録があって、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度または、精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当するなどの要件を満たしている方に給付金を支給します。

## **心身障害者への助成等**

### **歯科診療（予算額 6,026千円）**

心身障害者が歯科診療を受けるには、特別な医療機器及びスタッフが必要です。このため、専門の医療機関に委託して診療を行っています。

### **リフト付タクシーの運行委託（予算額 8,744千円）**

昇降装置付タクシーの運行を民間交通企業に委託し、歩行が困難な障害者等の社会生活の利便を図ります。

### **タクシー利用料助成（予算額 186,670千円）**

歩行困難な下肢不自由者又は障害の程度が重く日常生活を営む上で支障がある方などに福祉タクシー利用券を交付します。また、「リフト付タクシー」を利用する場合に個人負担となる予約料、迎車料及びストレッチャー使用料を福祉タクシー利用券とは別に利用券を交付します。交付には、一定の要件があります。

福祉タクシー利用券については心身障害者自動車燃料費助成との併給はできません。

### **心身障害者自動車燃料費助成（予算額 7,031千円）**

心身障害者の日常生活に供される自動車又は軽自動車の運行に必要な燃料費の一部を助成します。助成には、一定の要件があります。

福祉タクシー利用券との併給はできません。

### **心身障害者自動車運転教習費助成（予算額 495千円）**

一定の要件を満たす心身障害者が、自動車運転免許の取得又は総排気量の限定解除の審査を受ける場合に、その費用の一部を助成します。

### **障害者位置探索システム加入費用助成（予算額 20千円）**

知的障害者（児）が、万が一方向不明になった場合の早期発見、安全の確保を図るため、障害者が所持する位置探索システム端末機の購入費または加入費の一部を助成します。

## **在宅重度心身障害者への助成**

### **心身障害者理美容サービス（予算額 1,242千円）**

外出困難な在宅重度心身障害者に対し、年6回を限度に理容師や美容師が自宅へ出張して調髪・カットを行います。一定の要件があり、助成は出張料のみです。（調髪・カット料は自己負担）なお、65歳以上の方は高齢者理美容サービスの対象となります。

### **介護人休養サービス（予算額 608千円）**

在宅重度心身障害者を常時介護している方に、介護人を派遣して休養の機会を提供します。

### **寝具乾燥消毒サービス（予算額 730千円）**

身体障害者手帳1級若しくは2級、又は愛の手帳1度若しくは2度の障害のある方に、寝具の乾燥消毒サービスを年間12回（内、1回は丸洗い）限度に実施します。生活保護法の被保護者を除き、一定額の利用者負担が生じます。なお、65歳以上の方は高齢者福祉サービスの対象となります。

### **紙おむつ等支給（予算額 70,684千円）**

身体障害者手帳1級若しくは2級、又は愛の手帳1度若しくは2度の障害のある、おむつを必要とする方（3歳以上）に、紙おむつを現物支給する方法で、月額10,000円の費用助成を実施します。おむつ持込不可（医療保険による入院又は施設入所）の場合は、現金支給します。住民税課税の方は、概ね1割の利用者負担が生じます。

### **重度脳性麻痺者介護助成（都の制度）（予算額 4,724千円）**

重度の脳性麻痺者の介護人に対し、介護費用を助成します。ただし、居宅介護サービス、介護保険との併給はできません。

#### **緊急通報・火災安全システム（予算額 767 千円）**

ひとり暮らし等の在宅重度身体障害者及び難病患者が家庭内で緊急事態に陥ったとき、民間受信センター方式により、無線発報器を用いて、あらかじめ組織された協力体制による速やかな援助を得て救援を行うものです。

また、緊急通報システム設置者のうち特に緊急度の高い障害者及び重度知的障害者に対し、火災報知器を設置し、家庭内で火災による緊急事態に陥ったとき、消防庁又は民間受信センターに自動通報し、火災に対する消火活動や救援を行います。

#### **重症心身障害児等在宅レスパイト等サービス（予算額 10,085 千円）**

在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児及び重症心身障害者に対し、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに見守りを行うことで、家族の休養(レスパイト)やリフレッシュを図ります。

また、医療的ケア児の保護者の就労を支援するため、医療的ケア児の保護者が就労に係る活動を目的として事業を利用することができます。

### **身体障害者への助成**

#### **自動車改造費の助成（予算額 268 千円）**

18歳以上の身体障害者手帳の種別・等級が上肢、下肢又は体幹機能障害1・2級の方で自ら運転する自動車を所有する方が、就労等に伴い、自動車を改造する場合、その費用を助成します。所得制限があります。

#### **身体障害者電話使用料の助成（予算額 1,658 千円）**

18歳以上の下肢、体幹機能、視覚、聴覚又は内部障害を有する身体障害者手帳の1・2級の方で外出困難な方に対し、電話使用料を助成します。所得税非課税世帯の方が対象です。

#### **遠距離施設訪問家族交通費助成（予算額 206 千円）**

遠隔地（新宿区を起点として100キロメートル以上）に所在する障害者支援施設等に入所している障害者のご家族が施設を訪問する際に、交通費の一部を助成します。所得制限があります。

#### **心身障害者医療費助成（都の制度）（予算額 1,525 千円 事務費のみ）**

身体障害者手帳1級若しくは2級（内部障害者は3級）、又は愛の手帳1度若しくは2度の障害のある一定の所得以内の方に、**障**受給者証を交付し、医療保険の自己負担部分を助成します。

住民税課税の方には、一部負担ありの受給者証を、住民税非課税の方には、一部負担なしの受給者証を交付します。65歳到達後に、障害要件に該当した場合は、対象外です。

平成31年1月から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者も対象となりました。

#### **視覚・聴覚障害者支援事業（予算額 18,049 千円）**

区社会福祉協議会の1階の一部を活用し、視覚障害者及び聴覚障害者を対象に、相談、音声、点字や文字による情報提供、代読・代筆等のサービスや、障害者同士や地域との交流を図る事業を実施し、障害者の社会参加を支援します。

#### **障害者医療的ケア体制への支援（予算額 6,126 千円）**

新宿区内の福祉ホーム等の施設利用者及び在宅で生活する重度身体障害者で医療的ケアを必要とする方に対して、訪問看護事業所等に委託し、たんの吸引等の医療的ケアを実施するとともに、各施設の介護職員等に対して研修等を通して、医療的ケアに関する知識、技術の習得を図っています。

#### **障害者ヘルプカード等の作成（予算額 750 千円）**

緊急時等に支援を要する障害者等が、住み慣れた地域で安全で快適に暮らせるよう、周囲に支援を求めるためのヘルプカード、ヘルプマーク（東京都及び、都内各自治体と共通）及び図書館で使用されるレシートロールを作成し、普及・啓発を図ります。

## 障害者福祉の手引

障害者への情報提供を充実するため、事業各施策等の情報を分かりやすく整理した「障害者福祉の手引」改訂版を発行します。

### 各種料金等の減額・免除及び証明

- ・都営交通無料乗車券の交付
- ・民営バス割引証（介護者用）の交付
- ・NHK放送受信料免除の証明
- ・有料道路料金の割引（ETC搭載車も対象になります）の証明

### 障害理解啓発のためのパンフレット

新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例の制定や軽度外傷性脳損傷(MTBI)、合理的配慮の理解に向けたパンフレットや障害当事者の声を掲載し社会的障壁について考えるパンフレットを配布し、障害理解の啓発を推進しています。

### さがせる新宿

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために障害福祉サービス等事業所などの情報や、様々なお知らせを提供するサイトです。

## 4 事業運営経費等の助成

### 障害者就労支援施設事業運営助成等（予算額 286,402 千円）

就労継続支援事業等を運営する社会福祉法人等に対し、運営経費の一部を助成します。

また、中落合一丁目区有地を活用したグループホーム等複合施設を運営する社会福祉法人に対し、運営経費の一部を助成します。

### 障害者支援施設運営助成（予算額 33,285 千円）

区内で障害者支援施設を運営する社会福祉法人2法人に対し、運営経費の一部を助成します。

### 障害児等タイムケア事業運営助成等（予算額 16,550 千円）

地域生活支援事業の日中一時支援に位置づけられる障害児等タイムケア事業を、子ども総合センター（新宿7-3-29）にて実施する社会福祉法人に対し、運営経費の一部を助成します。

（1 - - - イ「障害児等タイムケア事業」参照）

### 地域活動支援センター運営助成（予算額 96,567 千円）

地域活動支援センターを運営する社会福祉法人等に対し、運営経費の一部を助成します。

（1 - - 「地域活動支援センター」参照）

### 福祉ホーム等運営助成（予算額 44,611 千円）

福祉ホーム・重度身体障害者グループホームを運営する社会福祉法人等に対し、運営経費の一部を助成します。

（1 - - 「福祉ホーム等」参照）

### 自発的活動支援（予算額 3,866 千円）

障害者の自立及び社会参加を促進する諸活動を援助するため、障害者福祉活動助成を行います。

（1 - - 「自発的活動支援」参照）

### 障害者グループホーム等整備助成（予算額 529,039 千円）

公有地を活用して障害者グループホーム等を整備する事業者に対し、整備費の一部を助成します。

### 障害者グループホーム等土地賃借料助成（予算額3,647千円 再掲(訓練等給付費等)）

払方町国有地を活用した障害者グループホーム等の整備事業者に対し、土地賃借料の一部を助成します。

### **医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業（予算額 740 千円 再掲（障害児相談支援給付費等））**

医療的ケア児等コーディネーターの地域における活動の定着を促進するため、以下の業務を行う民間事業所等に対して補助を行います。

- サービス等利用計画策定前の業務
- 医療的ケア児等支援の基盤整備に係る業務

### **特定相談・一般相談連携機能強化支援事業（予算額 720 千円 再掲（相談支援給付費等））**

地域生活への移行のための支援が必要と認められる方を対象に、以下の取組を実施する上で必要な経費について、特定相談支援事業所又は一般相談支援事業所に対して補助を行います。

- 障害者支援施設等に入所中の障害者又は障害児に対する地域移行に向けた調整
- 精神科病院等に入院中の障害者の退院及び地域移行に向けた調整

## **5 中等度難聴児発達支援（予算額 1,048 千円）**

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に補聴器の購入費用の一部を助成し、補聴器の装用による言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を支援します。

## **6 障害者施策推進協議会の運営（予算額 1,758 千円）**

障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、新宿区における障害者の自立と社会参加を促進するため、平成 11 年度から条例により設置しています。同協議会は区民委員を含め、学識経験者委員、障害者団体の代表者委員、民生委員などで構成されています。委員の任期は 2 年です。

- ・委員数 29 人以内
- ・開催予定回数 年 3 回

## **7 障害者計画等の推進（予算額 10,700 千円）**

### **(1) 新宿区障害者自立支援協議会の運営**

相談支援事業をはじめとする、地域の障害福祉に関するシステムづくり等に関して協議を行います。構成員は、学識経験者をはじめ、就労支援、権利擁護、保健医療関係者、相談支援事業所、障害者団体の代表者等で、委員の任期は 2 年です。

- ・委員数 24 人以内
- ・開催予定回数 年 3 回

### **(2) 障害者計画、障害児福祉計画・障害福祉計画等の推進**

新宿区障害者計画、第 3 期新宿区障害児福祉計画・第 7 期新宿区障害福祉計画の適正な実施に向け、新宿区障害者施策推進協議会・新宿区障害者自立支援協議会等の意見を踏まえながら計画の推進を図ります。また計画策定の前年度にあたり、計画の基礎資料とする直近の障害児・障害者の生活実態及び意向等を把握する生活実態調査を実施します。

## **8 障害者差別解消の推進（予算額 4,906 千円）**

障害を理由とする差別の解消の推進にあたり、職員が率先して取り組むよう研修を実施するとともに、障害者を支援するための物品を貸出し、障害の特性に応じたコミュニケーション支援の充実等を図ります。また、区内の様々な関係機関が、相談事例などの情報共有を行い、障害者差別を解消するためのネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、協議を進めます。

さらに、障害者差別解消に関するリーフレットや、バリアフリーマップのホームページの活用等を通じて、普及啓発に努めます。

## 9 障害者自立支援ネットワークの運営

### ネットワークの運営（予算額 439 千円）

障害者福祉関係機関のネットワークを構築します。

・分野別会議    ・ケース会議の実施    ・研修会    ・スーパーバイザーの派遣

### 身体障害者相談員（予算額 554 千円）

区長から委託を受けた民間の協力者（14 名）で、身体障害者、または、その保護者からの相談に応じ、必要な援助を行っています。

### 知的障害者相談員（予算額 316 千円）

区長から委託を受けた民間の協力者（8 名）で、知的障害者、または、その保護者からの相談に応じ、必要な援助を行っています。

## 10 障害者就労支援推進事業（予算額 33,300 千円）

障害者による地域緑化推進事業です。

区内就労支援事業所を対象に、障害者による地域緑化事業を委託することにより、就労機会の拡大とともに利用者工賃の引き上げを図っています。

・委託事業所 14 所 18 区画

## 11 介護給付費等認定審査会の運営（予算額 8,738 千円）

障害者総合支援法に基づく障害支援区分を審査及び判定するため、平成 18 年度から条例により設置しました。委員の任期は 2 年です。

## 12 新宿区障害者虐待防止センターの運営

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)に基づき、平成 24 年 10 月から、新宿区障害者虐待防止センターを設置し、虐待に関する通報・届出の受理、障害者及び養護者に対する相談・助言及び広報その他の啓発活動を行っています。

## 13 障害者支援施設への短期入所措置等（予算額 5,963 千円）

虐待を受けた障害者を養護者等から分離し、一時的に保護することが必要な場合で、障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等）が著しく困難であると認められるときは、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法又は障害者虐待防止法に基づき障害者支援施設へ短期入所等の措置を行います。

都内の 4 法人と協定を締結

## 14 指定障害福祉サービス事業者等指導検査事務（予算額 8,825 千円）

障害福祉サービスの質を一定水準以上に維持させるため、指定障害福祉サービス事業者等への指導検査を実施します。

## 15 障害者施設

### 区立障害者福祉センター（予算額 318,123 千円）

【指定管理：社会福祉法人新宿区障害者福祉協会】

区内在住の障害者を対象に、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、計画相談支援やその他の各種訓練・支援を行うとともに、社会参加の機会や交流の場を提供し、その自立と自主的な活動の促進を図ることを目的とした施設です。利用をするためには、障害福祉サービス、計画相談支援又は地域生活支援サービス（以下「サービス」という）の利用申請が必要です。

#### 生活介護事業及び就労継続支援 B 型事業

多機能型事業所として二つの事業を一体的に行っています。サービスの利用申請が必要です。

ア 生活介護〔新宿トライ工房〕

イ 就労継続支援（B型）〔あすなる作業所〕

#### 短期入所（ショートステイ）及び日中ショート

在宅の心身障害者（児）を介護する家族が、疾病等の理由により居宅で介護できない場合に、心身障害者（児）を一定期間保護し、家族の負担の軽減を図っています。併せて地域生活支援事業の日中ショートも実施します。サービスの利用申請が必要です。

（1- - - ア「日中ショート」参照）

#### 計画相談支援及び基本相談支援

相談支援専門員が、次のサービスを提供しています。

ア 計画相談支援

サービス等利用計画の作成及びモニタリング等のサービス

イ 基本相談支援

障害者等からの相談に対する必要な情報の提供及び助言等のサービス

#### 地域生活支援事業（相談支援事業）

ア 障害者相談支援事業

障害に関する一般的な相談を専門相談員が行うとともに、障害者自身やその家族等がカウンセラー（ピア・カウンセラー）として相談を行います。

イ 居住サポート事業

（1- - - エ「居住サポート事業」参照）

#### その他の事業

ア 機能訓練

脳血管障害等の疾病や事故後遺症等で、医学的リハビリテーションの終了した障害者に対し、身体機能低下の防止のためのリハビリテーションを行っています。

イ 視覚障害者通所訓練

マッサージ、指圧、あん摩の研修訓練を通じ、視覚障害者の技術向上を図るとともに、マッサージ等の施術を安価な料金で区民に提供しています。

ウ 講座、講習会

書道や料理等の創作的活動や趣味的活動を通じ、障害者の社会参加を促し、生きがいを高めています。

エ 入浴、給食サービス

入浴や食事の際に、介護が必要な在宅の心身障害者に対し、障害者福祉センターの自立生活体験室の設備等を利用して、必要な介助をしながら入浴と食事を提供しています。

オ 通所バスの運行

障害者福祉センター利用者のうち、特に歩行困難な方の利便を図るため、リフト付きバスを、区内地域別に5コースに分け、停留所方式で運行しています。

カ 会議室等の貸出

障害者団体の活動に提供しています。

キ 高次脳機能障害者支援促進事業

高次脳機能障害者やその家族に対して、創作活動や相談支援等を実施しています。

### (2) 区立新宿福祉作業所（予算額 123,727 千円）

【指定管理：社会福祉法人日本キリスト教奉仕団】

多機能型事業所として以下の2つの事業を一体的に行っています。

#### 生活介護事業

日常生活上の支援及び作業等の生産活動の提供、創作活動や余暇支援の活動を通じて、身体能力や日常生活機能の維持・向上を図ります。

#### 就労継続支援 B 型事業

通常の事業所に雇用されることが困難な18歳以上の主に知的障害者を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等を通じて、知識及び能力の向上のための支援を実施しています。

### (3) 区立高田馬場福祉作業所（予算額 139,565 千円）

【指定管理：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会】

多機能型事業所として以下の2つの事業を一体的に行っています。

#### 生活介護事業

日常生活上の支援及び作業等の生産活動の提供、創作活動や余暇支援の活動を通じて、身体

能力や日常生活機能の維持・向上を図ります。

#### **就労継続支援 B 型事業**

通常の事業所に雇用されることが困難な 18 歳以上の主に知的障害者を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等を通じて、知識及び能力の向上のための支援を実施しています。

#### **(4) 区立新宿生活実習所「ばればれ福祉園」 (予算額 295,018 千円)**

【指定管理：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会】

区内に在住する知的障害のある方を対象に、日常生活の指導や簡単な作業を通して、身辺処理を含めた基本的能力の向上を図るため、障害者総合支援法に基づく生活介護事業及び短期入所事業等を実施しています。

##### **生活介護**

主な対象者を知的障害者とし、社会参加、社会生活能力の向上を図ることを目的としています。生活支援や自立に向けての援助を行います。

##### **短期入所(ショートステイ)及び日中ショート**

家族の負担の軽減を図ることを目的に、知的障害者・児童の短期入所を実施しています。併せて、地域生活支援事業の日中ショートも実施しています。サービスの利用申請が必要です。

(1- - - ア「日中ショート」参照)

#### **(5) 区立あゆみの家 (予算額 285,692 千円)**

【指定管理：社会福祉法人新宿区障害者福祉協会】

区内に在住する心身に障害のある人たちやその家族の福祉の向上を図ることを目的とする施設で、障害者総合支援法に基づく生活介護事業、短期入所事業及び計画相談支援等を実施しています。

##### **生活介護事業及び土曜ケアサポート事業**

個性を大切にしながら日常生活や機能訓練等を通じ、それぞれの生活主体者としての豊かな人格形成を目指します。生活介護利用者については付加サービスとして、給食及び送迎サービスを必要に応じ実施しています。

土曜日の日中活動を希望する区内生活介護利用者を対象に、プログラムによる集団活動(創作活動等)を行い、日常生活に必要な介護を行っています。

##### **重症心身障害者通所事業**

医療的ケアを必要とする重度心身障害者を対象とし、住み慣れた地域で生活していけるように、必要な医療的ケアを提供するとともに、個々の障害程度や適性に応じたプログラム展開と利用者支援を行っています。

##### **短期入所(ショートステイ)及び日中ショート**

在宅の心身障害者(児)を介護する家族が、疾病等の理由により、居宅で介護できない場合に、心身障害者(児)を一定期間保護することにより、家族の負担の軽減を図ることを目的としています。併せて、地域生活支援事業の日中ショートも実施しています。サービスの利用申請が必要です。(1- - - ア「日中ショート」参照)

##### **計画相談支援及び基本相談支援**

相談支援専門員が、次のサービスを提供しています。

###### **ア 計画相談支援**

サービス等利用計画の作成及びモニタリング等のサービス

###### **イ 基本相談支援**

障害者等からの相談に対する必要な情報の提供及び助言等のサービス

##### **会議室の貸出**

町会や高齢者クラブなど、地域の方の相互交流の場として提供しています。

#### **(6) 区立障害者生活支援センター (予算額 84,103 千円)**

【指定管理：医療法人財団厚生協会】

区内に在住する精神障害者の方が住み慣れた地域で安定し自立した生活が継続できるよう障害者総合支援法に基づく宿泊型自立訓練、自立訓練、短期入所及び計画相談支援等を実施しています。

##### **宿泊型自立訓練**

地域で自立した生活ができるよう、一定期間施設内に寝泊まりし、地域生活を継続するために

必要な生活能力等の訓練・指導を行っています。

**自立訓練（生活訓練）**

日常生活に適応できるよう基本的な生活能力等の訓練・指導を行っています。

**短期入所（ショートステイ）**

疾病等の理由により家族による支援が困難な場合、病状の変化による本人の生活能力低下の時などにショートステイサービスを行っています。

**計画相談支援及び基本相談支援**

相談支援専門員が、次のサービスを提供しています。

**ア 計画相談支援**

サービス等利用計画の作成及びモニタリング等のサービス

**イ 基本相談支援**

障害者等からの相談に対する必要な情報の提供及び助言等のサービス

**会議室の貸出**

利用者やその家族、障害者団体、地域の方の相互交流の場として提供しています。

< 資料 >

1 各種手当等

心身障害者福祉手当受給者〔区の制度〕

(人)

年度	総数 (人)	身体障害者手帳				脳性 麻痺	進行性筋 萎縮症	疾 病
		小 計	1 級	2 級	3 級			
4	4,813	2,831	1,257	908	666	33	0	1,161
5	4,896	2,874	1,259	933	682	33	0	1,202
6	4,892	2,797	1,230	914	653	35	0	1,246
愛 の 手 帳						精神障害者保健福祉手帳		
年度	小 計	1 度	2 度	3 度	4 度	1 級		
4	702	7	125	165	405	86		
5	698	7	121	157	413	89		
6	726	7	129	165	425	88		

各年度末日現在。

(2) 特別障害者手当等受給者〔国の制度〕

(人)

年度	総 数	特別障害者 手当	障害児福祉 手当	福祉手当 (経過措置分)
4	342	267	71	4
5	345	270	71	4
6	335	272	59	4

各年度末日現在。

(3) 重度心身障害者手当受給者〔都の制度〕

年度	受給者数(人)
4	167
5	163
6	161

各年度末日現在。

(4) 原爆被爆者への見舞金受給者〔区の制度〕

年度	受給者数(人)
4	96
5	94
6	85

各年度末日現在。

(5) 特別永住者等重度障害者特別給付金受給者〔区の制度〕

年度	受給者数(人)
4	0
5	0
6	0

各年度末日現在。

## 2 医療

### 自立支援医療（更生医療）

年度	支給決定件数（件）
4	1,498
5	1,531
6	1,555

各年度末日現在。

### 心身障害者医療費受給者証交付状況

年度	受給者証交付件数（件）
4	2,440
5	2,377
6	2,425

各年度末日現在。

## 3 日常生活の援助

### 重度脳性麻痺者介護人派遣

年度	派遣対象者数(人)	介護人(人)	延派遣日数(日)
4	8	8	1,152
5	7	7	1,080
6	6	6	672

各年度末日現在。ただし、令和6年度は令和7年2月末現在。

### 在宅重度心身障害者介護人休養助成

年度	申請者数(人)	使用枚数(枚)
4	39	95
5	46	109
6	37	76

各年度末日現在。ただし、令和6年度は令和7年2月末現在。

### 自動車改造費助成

年度	助成件数（件）
4	0
5	2
6	0

各年度末日現在。

### 身体障害者電話使用料助成

年度	助成件数（件）
4	100
5	85
6	72

各年度末日現在。ただし、令和6年度は令和7年2月末現在。

#### タクシー利用料助成

年度	交付者数（人）
4	5,095
5	5,018
6	5,047

各年度末日現在。

#### 心身障害者自動車燃料費助成

年度	申請者数（人）
4	214
5	212
6	212

各年度末日現在。ただし、令和6年度は令和7年2月末現在。

#### 心身障害者自動車運転教習費助成

年度	助成件数（件）
4	1
5	3
6	3

各年度末日現在。

#### 中等度難聴児発達支援

年度	補聴器助成件数（件）
4	10
5	0
6	6

各年度末日現在。

### 4 障害者へのその他の福祉事業

#### 心身障害者理美容サービス

年度	対象者数（人）	延使用枚数（枚）
4	116	250
5	127	257
6	121	222

各年度末日現在。ただし、令和6年度は令和7年2月末現在。

#### 在宅重度心身障害者寝具乾燥・消毒サービス

年度	対象者数（人）	延実施回数（回）
4	22	153
5	23	163
6	15	108

各年度末日現在。ただし、令和6年度は令和7年2月末現在。

### 心身障害者巡回入浴サービス

年度	申請者数（人）	延実施回数（回）
4	41	1,153
5	42	1,126
6	37	899

各年度末日現在。ただし、令和6年度は令和7年2月末現在。

#### (4) 重度心身障害者紙おむつ費用助成 (人)

年度	大人用 現物助成	小人用 現物助成	現金助成
4	803	136	167
5	823	115	159
6	850	117	128

各年度末日現在。ただし、令和6年度は令和7年2月末現在。

### 重症心身障害児等在宅レスパイト等サービス

年度	申請者数（人）	延利用回数（回）
4	49	455
5	46	501
6	41	458

各年度末日現在。ただし、令和6年度は令和7年2月末現在。

## 5 事業運営経費等の助成

障害者就労支援施設事業運営助成 25 所【オフィスクローバー、新宿西共同作業所ラバンス、ファロ、就労センター『風』、就労センター「街」、新宿あした作業所、新宿第二あした作業所、西早稲田あした作業所、東京ワークショップ、パイオニア、ストローク・サービス、プエルト、リエンゲージメント、寒緋桜、プラナ新宿、わーくす ここ・から、十二社生活・就労研修センター、東京視覚障害者生活支援センター、フレッシュスタート目白、コンフィデンス早稲田、日本点字図書館自立支援室、ヘレン・ケラー治療院 鍼灸・あん摩マッサージ指圧、Will、グレイス・ロード東京センター、クリエイターズラボ】

年度	対象施設数（所）	助成額（円）
4	23	200,528,347
5	24	212,113,397
6	25	232,516,560

令和6年度は、概算払い額

### 障害者支援施設運営助成 【新宿けやき園・シャロームみなみ風】

年度	対象施設数（所）	助成額（円）
4	2	28,611,000
5	2	27,061,000
6	2	33,285,000

令和6年度は、概算払い額

**障害児等タイムケア事業運営助成【まいペース】**

年度	対象施設数（所）	助成額（円）
4	1	11,863,648
5	1	11,327,985
6	1	10,887,456

令和6年度は、概算払い額

**地域活動支援センター運営助成【まど、ラバンス、ファロ、『風』、さくらんぼ】**

年度	対象施設数（所）	助成額（円）
4	4	44,690,124
5	4	44,690,124
6	5	62,030,000

令和6年度は、概算払い額

**福祉ホーム等運営助成【あじさいホーム、ひまわりホーム、諏訪ハウス、区外1所】**

年度	対象施設数（所）	助成額（円）
4	4	37,830,000
5	4	37,830,000
6	4	43,232,000

令和6年度は、概算払い額

**自発的活動支援**

年度	助成団体（団体）	助成事業数（事業）	助成額（円）
4	8	8	1,654,000
5	9	9	2,217,000
6	9	9	3,148,000

令和6年度は、交付決定額

**6 障害者施策推進協議会**

年度	全体会開催回数 （回）	専門部会開催回数 （回）
4	3	4
5	4	4
6	2	0

**7 障害者就労支援事業**

年度	就職者数（人）
4	50
5	38
6	32

各年度末日現在。

## 8 介護給付費等の支給に関する審査会

年度	開催回数（回）	審査件数（件）
4	25	435
5	24	666
6	28	687

各年度末日現在。

## 9 障害者自立支援協議会

年度	全体会開催回数 （回）	部会開催回数 （回）
4	3	13
5	3	6
6	3	8

## 10 障害者施設

### 障害者福祉センター

#### 就労継続支援B型

（人）（各年度4月1日現在）

年度	利用者総数	男	女
4	13	5	8
5	13	5	8
6	10	4	6

令和6年度から利用定員を変更（14名 10名）

#### 生活介護

（人）（各年度4月1日現在）

年度	利用者総数	男	女
4	12	7	5
5	13	7	6
6	15	7	8

令和6年度から利用定員を変更（12名 20名）

#### 機能訓練

（人）

年度	利用者総数	男	女
4	75	43	32
5	78	45	33
6	74	44	30

各年度末日現在。ただし、令和6年度は令和7年2月末現在。

#### 講座、講習会（書道、料理、パソコン等）

（人）

年度	手話講習会	その他講座・講習会
4	1,407	2,254
5	2,074	1,997
6	3,730	1,918

各年度末日現在。ただし、令和6年度は令和7年2月末現在。

### 短期入所（ショートステイ）

（身体障害者・知的障害者・児童）【定員 1 人/1 日・別に緊急 1 人/1 日】

年度	宿泊数（泊）
4	353
5	337
6	320

各年度末日現在。ただし、令和 6 年度は令和 7 年 2 月末現在。

### 日中ショート（身体障害者・知的障害者・児童）【定員 1 人/1 日】

年度	利用日数（日）
4	131
5	160
6	169

各年度末日現在。ただし、令和 6 年度は令和 7 年 2 月末現在。

### 入浴サービス

年度	実施日数（日）	利用回数（回）	登録者数（人）	男	女
4	48	48	2	1	1
5	8	8	0	0	0
6	0	0	0	0	0

各年度末日現在。ただし、令和 6 年度は令和 7 年 2 月末現在。

### 給食サービス

年度	実施日数（日）	利用回数（回）	登録者数（人）	男	女
4	242	3,619	42	19	23
5	243	3,573	35	15	20
6	222	3,385	33	15	18

各年度末日現在。ただし、令和 6 年度は令和 7 年 2 月末現在。

### 通所バスの運行

（人）

年度	利用者総数	座席利用者	車いす利用者
4	10,641	5,366	5,275
5	12,028	5,583	6,445
6	11,392	5,369	6,023

各年度末日現在。ただし、令和 6 年度は令和 7 年 2 月末現在。

### 障害者相談支援事業

#### ア 相談事業〔相談件数〕

（件）

年度	総件数	肢体	視覚	聴覚言語	知的	精神	その他
4	2,613	185	20	3	1,128	1,104	173
5	4,322	119	20	23	1,268	2,743	149
6	3,320	124	16	24	764	2,323	69

各年度末日現在。ただし、令和 6 年度は令和 7 年 2 月末現在。

イ 計画相談支援（身体障害者・知的障害者）（件）

年度	計画作成数	モニタリング数
4	72	224
5	83	221
6	84	196

各年度末日現在。ただし、令和6年度は令和7年2月末現在。

新宿福祉作業所  
就労継続支援B型

（人）（各年度4月1日現在）

年度	利用者総数			知的障害者			身体障害者		
	合計	男	女	小計	男	女	小計	男	女
4	42	27	15	41(4)	26(3)	15(1)	1	1	0
5	38	24	14	37(5)	23(4)	14(1)	1	1	0
6	38	23	15	37(6)	22(4)	15(2)	1	1	0

（ ）内は身体障害との重複障害者数。

生活介護

（人）（各年度4月1日現在）

年度	利用者総数			知的障害者			身体障害者		
	合計	男	女	小計	男	女	小計	男	女
4	25	20	5	25(4)	20(2)	5(2)	0	0	0
5	26	20	6	26(3)	20(2)	6(1)	0	0	0
6	26	20	6	26(3)	20(2)	6(1)	0	0	0

（ ）内は身体障害との重複障害者数。

高田馬場福祉作業所  
就労継続支援B型

（人）（各年度4月1日現在）

年度	利用者総数			知的障害者			身体障害者		
	合計	男	女	小計	男	女	小計	男	女
4	44	24	20	44(6)	24(2)	20(4)	0	0	0
5	47	27	20	47(6)	27(2)	20(4)	0	0	0
6	43	23	20	43(6)	23(1)	20(5)	0	0	0

（ ）内は身体障害との重複障害者数。

生活介護

（人）（各年度4月1日現在）

年度	利用者総数			知的障害者			身体障害者		
	合計	男	女	小計	男	女	小計	男	女
4	15	11	4	15(3)	11(3)	4	0	0	0
5	15	12	3	15(4)	12(4)	3	0	0	0
6	15	12	3	15(4)	12(4)	3	0	0	0

（ ）内は身体障害との重複障害者数。

**新宿生活実習所〔通称名：ぼれぼれ福祉園〕**

**生活介護**

(人)(各年度4月1日現在)

年度	利用者総数			知的障害者			身体障害者		
	合計	男	女	計	男	女	計	男	女
4	50	27	23	50	27	23	10	7	3
5	52	28	24	52	28	24	10	7	3
6	52	28	24	52	28	24	11	8	3

身体障害者の数は、すべて知的障害との重複障害。

**短期入所(ショートステイ)(知的障害者・児童)【定員3人/1日(うち緊急1人/1日)】**

年度	宿泊数(泊)
4	431
5	620
6	641

各年度末日現在。ただし、令和6年度は令和7年2月末現在。

**日中ショート(知的障害者・児童)【定員3人/1日(うち緊急1人/1日)】**

年度	利用日数(日)
4	69
5	69
6	64

各年度末日現在。ただし、令和6年度は令和7年2月末現在。

**あゆみの家**

**生活介護**

(人)(各年度4月1日現在)

年度	利用者総数	男	女
4	53	28	25
5	53	27	26
6	56	29	27

**短期入所(身体障害者・知的障害者・児童)【定員1人/1日】**

年度	宿泊数(泊)
4	243
5	249
6	211

各年度末日現在。ただし、令和6年度は令和7年2月末現在。

**日中ショート(身体障害者・知的障害者・児童)【定員1人/1日】**

年度	利用日数(日)
4	4
5	2
6	3

各年度末日現在。ただし、令和6年度は令和7年2月末現在。

**土曜ケアサポート事業（身体障害者・知的障害者）【定員 30 人/1 日】**

年度	延利用者人数 (人)
4	1,063
5	1,105
6	905

各年度末日現在。ただし、令和 6 年度は令和 7 年 2 月末現在。

**計画相談支援（身体障害者・知的障害者）(件)**

年度	計画作成数	モニタリング数
4	32	90
5	43	65
6	47	64

各年度末日現在。ただし、令和 6 年度は令和 7 年 2 月末現在。

**(6) 障害者生活支援センター****宿泊型自立訓練**

(人)

年度	利用者総数	男	女
4	16	6	10
5	17	8	9
6	13	7	6

各年度末日現在。ただし、令和 6 年度は令和 7 年 2 月末現在。

**自立訓練（生活訓練）**

(人)

年度	利用者総数	男	女
4	23	12	11
5	21	12	9
6	17	9	8

各年度末日現在。ただし、令和 6 年度は令和 7 年 2 月末現在。  
宿泊型自立訓練利用者も含む。

**短期入所（ショートステイ）(精神障害者)【定員 2 人/1 日】**

年度	宿泊数(泊)
4	635
5	661
6	613

各年度末日現在。ただし、令和 6 年度は令和 7 年 2 月末現在。

**計画相談支援（精神障害者） (件)**

年度	計画作成数	モニタリング数
4	44	162
5	47	170
6	48	172

各年度末日現在。ただし、令和 6 年度は令和 7 年 2 月末現在。

障害者総合支援法に基づく事業

			令和4年度		令和5年度	
			延利用人数	利用実績	延利用人数	利用実績
自立支援給付	障害福祉サービス	介護給付				
		居宅介護(ホームヘルプ)	9,262	186,248.3 時間	9,606	179,171.3 時間
		重度訪問介護	1,326	200,499.0 時間	1,147	196,968.5 時間
		行動援護	217	4,682.0 時間	241	4,987.0 時間
		同行援護	1,567	29,764.5 時間	1,657	31,768.0 時間
		療養介護	211		207	
		生活介護	4,910		5,015	
		短期入所(ショートステイ)	1,381	8,112 回	1,525	7,821 回
		施設入所支援	2,386		2,401	
		補足給付	2,175		2,213	
	療養介護医療費	208		214		
	訓練等給付					
	自立訓練	880		818		
	自立生活援助	17		15		
	就労移行支援	1,206		986		
	就労継続支援	6,606		6,796		
	就労定着支援	484		613		
	共同生活援助(グループホーム)	2,538		2,641		
	共同生活援助(補足給付)	2,514		2,485		
		自立支援医療(更生医療)	10,868		10,930	
	自立支援医療(精神通院)	8,053		8,575		
相談支援給付	計画相談支援	5,034		4,851		
	地域相談支援	359		346		
	補装具費	603		585		
地域生活支援事業	相談支援	66,524		73,472		
	意思疎通支援	1,178		1,073		
	日常生活用具給付等	4,738		4,188		
	移動支援	7,222	74,868.0 時間	7,788	81,227.0 時間	
	巡回入浴	302	1,153 回	291	1,126 回	
	日中一時支援	日中ショート	255	784 回	190	391 回
		土曜ケアサポート	527		571	
		障害児等タイムケア	590	4,867 人日	611	4,550 人日
	福祉ホーム	330		323		
	地域活動支援センター	6,788		7,559		

(福祉部障害者福祉課・健康部保健予防課)

(注) 令和6年3月末現在の障害福祉サービス支給決定実人数は、2,101人です。

## 4-3 地域包括ケア推進課

### 地域包括ケア推進係

地域包括ケアの総合調整等に関すること。  
高齢者保健福祉推進協議会に関すること。  
高齢者の生活支援の体制整備に関すること。  
課内他係に属しないこと。

### 介護予防係

介護予防・日常生活支援総合事業に関すること（福祉部介護保険課給付係に属するものを除く。）。  
介護予防ケアマネジメントに関すること。

### 高齢いきがい係

高齢者のいきがい事業及び敬老事業に関すること。  
薬王寺地域ささえあい館、シニア活動館、地域交流館に関すること。

## 1 高齢者保健福祉に関すること（予算額 81,877 千円）

### 高齢者保健福祉推進協議会の運営（予算額 17,177 千円）

高齢者保健福祉推進協議会は、現高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の進行管理に関する意見を述べること、次期計画策定に向けた検討を行うこと等を目的として設置しています。

令和7年度は、令和5年度に策定した「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の進捗状況の確認・点検を行うとともに、次期計画策定に向けて「高齢者の保健と福祉に関する調査」を実施します。

- ・委員数 21 人以内
- ・開催予定回数 年 2 回

### 生活支援体制整備事業（予算額 54,682 千円）

地域包括ケアシステムの更なる充実に向けて、区民や関係機関等で構成する新宿区生活支援体制整備協議会で地域の課題を共有し、解決にあたって必要な資源や住民主体で取り組む仕組みを検討します。

また、住民主体による通いの場の立ち上げから運営までの包括的な支援を行うとともに、区が空きスペースを募集し、地域の活動団体に紹介することで、活動場所を安定的に確保できるよう支援を行います。

さらに、高齢者の健康づくりや介護予防等の活動への参加を支援するため、区内の在宅療養を支援する医療機関や介護サービス事業所、障害福祉サービス等事業所、住民主体の通いの場等の地域資源情報を掲載する、「新宿区医療・介護・障害・通いの場情報検索サイト（愛称「さがせる新宿」）の運用を行います。

実績	令和4年度	通いの場等運営支援団体数	3 団体
	令和5年度	通いの場等運営支援団体数	4 団体
	令和6年度	通いの場等運営支援団体数	6 団体

### 介護支援ボランティア・ポイント（予算額 10,018 千円）

区民が、介護保険施設等でのボランティア活動や、地域見守り協力員活動、ちょこっと・暮らしのサポート事業活動のうち65歳以上の高齢者を対象とした無償活動、家族会、認知症介護者家族会、地域安心カフェの運営等に係る活動を行った場合に換金又は寄附できるポイントを付与し、高齢者の介護予防やいきがいづくりに対する支え合い活動を育成、支援します。

令和7年度からは、ボランティア活動を通じて地域での支え合い活動をさらに推進するため、ポイントの対象となる活動を拡大します。

新宿区社会福祉協議会に委託して実施しています。

実績	令和4年度	登録者数	901 人
	令和5年度	登録者数	965 人
	令和6年度	登録者数	849 人

### 都市型軽費老人ホーム建設事業助成等（予算額 0 千円）

身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な方に、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助等、日常生活に必要な便宜を提供する都市型軽費老人ホームの整備を促進します。

実績	令和4年度	0 所
	令和5年度	0 所
	令和6年度	1 所

## 2 介護予防・生活支援サービス事業（予算額 870,630 千円）

### 訪問型サービス事業（予算額 300,705 千円）

要支援1・2の認定を受けた方もしくは基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された65歳以上の方（事業対象者）を対象として、ホームヘルパー等が自宅を訪問し、身体介護（食事・入浴等の生活動作の介助）や生活援助（掃除、洗濯、調理、生活必需品の買い物等の支援）を行います。

実績	令和4年度	延利用人数	14,222 人
----	-------	-------	----------

令和5年度	延利用人数 13,530 人
令和6年度	延利用人数 13,962 人（速報値）

### 通所型サービス事業（予算額 455,563 千円）

要支援1・2の認定を受けた方もしくは基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された65歳以上の方（事業対象者）を対象として、デイサービスセンター等で日常生活上の支援（食事、入浴等）や生活機能の維持向上のための支援（機能訓練、レクリエーション等）を行います。

実績	令和4年度	延利用人数 14,848 人
	令和5年度	延利用人数 15,337 人
	令和6年度	延利用人数 16,146 人（速報値）

また、会食や体操、レクリエーション等を提供する住民を中心とした団体に対し、運営補助を行います。

実績	令和4年度	4 団体
	令和5年度	4 団体
	令和6年度	5 団体

### 介護予防ケアマネジメント事業（予算額 110,072 千円）

介護予防・生活支援サービス事業の利用者のケアプラン作成を高齢者総合相談センター（一部、指定居宅介護支援事業所への委託あり）が行います。

実績	令和4年度	15,881 件
	令和5年度	15,685 件
	令和6年度	15,345 件（速報値）

### 高額サービス費（予算額 1,650 千円）

介護予防・生活支援サービス事業の利用者負担が高額となった場合に、上限額を超えた金額を支給し、利用者負担が一定額を上回らないよう負担を軽減します。

実績	令和4年度	411 件
	令和5年度	448 件
	令和6年度	401 件（速報値）

### 高額医療合算サービス費（予算額 2,640 千円）

介護予防・生活支援サービス事業と医療保険の利用者負担の合計額が高額となった場合に、上限額を超えた金額を支給し、利用者負担が一定額を上回らないよう負担を軽減します。

実績	令和4年度	89 件
	令和5年度	77 件
	令和6年度	91 件（速報値）

## 3 一般介護予防事業（予算額 49,199 千円）

### 介護予防把握事業（予算額 5,550 千円）

何らかの支援が必要な高齢者を早期に発見し、介護予防に資する取組みにつながります。

実績	令和4年度	介護予防の取組みに関する通知等送付 （前年度75歳到達の単身高齢者）	1,001 人
	令和5年度	介護予防の取組みに関する通知等送付 （前年度75歳到達の単身高齢者）	1,259 人
	令和6年度	介護予防の取組みに関する通知等送付 （前年度75歳到達の単身高齢者）	1,144 人

### 一般高齢者普及啓発事業（予算額 18,866 千円）

区民及び関係者を対象に介護予防普及啓発用パンフレットを配布します。

また、生活機能の維持や筋力向上を図ることを目的として、事前申込みが必要で有料の介護予防教室（1回の参加で100円の費用負担）と事前申込みが不要で無料の介護予防教室を実施します。

さらに、高齢者が健康づくりや介護予防・フレイル予防に取り組むきっかけづくりの支援を目的として、「しんじゅく健康長寿ガイドブック」を作成します。

実績	令和4年度	介護予防教室（有料）	延参加人数	2,886人
		介護予防教室（無料）	延参加人数	420人
	令和5年度	介護予防教室（有料）	延参加人数	3,416人
		介護予防教室（無料）	延参加人数	504人
	令和6年度	介護予防教室（有料）	延参加人数	4,214人
		介護予防教室（無料）	延参加人数	929人

### 認知症・うつ・閉じこもり予防事業（予算額 2,415 千円）

認知症予防や脳の活性化を目的とした認知症予防教室（1回の参加で100円の費用負担）を実施します。

実績	令和4年度	認知症予防教室	延参加人数	404人
	令和5年度	認知症予防教室	延参加人数	554人
	令和6年度	認知症予防教室	延参加人数	713人

### 地域介護予防活動支援事業（予算額 21,255 千円）

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

体力測定事業は、令和3年度から5年度までは4会場、各日2回(2日間)実施しましたが、令和6年度はこれまでの運動機能測定のほか新たに健康値測定を2項目追加し8会場、各日1回の実施に変更しました。令和7年度は、健康値測定を1つ追加し3項目とし9会場、各日1回実施します。

高齢期の健康づくり・介護予防出前講座(おたっしゃ運動実践コース、おたっしゃ機能維持コース及びおたっしゃ健康講話コースをいいます。以下同じ)のうち、おたっしゃ運動実践コースとおたっしゃ健康講話コースが該当します。

実績	令和4年度	体力測定事業	16回実施	参加実人数	100人
		新宿いきいき体操講習会	10回実施	参加人数	62人
		おたっしゃ運動実践コース	派遣回数	122回	
			受講者数	1,173人	
		おたっしゃ健康講話コース	派遣回数	12回	
			受講者数	115人	
		住民等提案型事業助成団体	0団体		
	令和5年度	体力測定事業	16回実施	参加実人数	46人
		新宿いきいき体操講習会	10回実施	参加人数	33人
		おたっしゃ運動実践コース	派遣回数	149回	
			受講者数	1,544人	
		おたっしゃ健康講話コース	派遣回数	15回	
			受講者数	180人	
		住民等提案型事業助成団体	1団体		
	令和6年度	体力測定事業	8回実施	参加実人数	163人
		新宿いきいき体操講習会	10回実施	参加人数	94人
		おたっしゃ運動実践コース	派遣回数	140回	
			受講者数	1,477人	
		おたっしゃ健康講話コース	派遣回数	20回	
			受講者数	224人	
		住民等提案型事業助成団体	1団体		

### 地域リハビリテーション活動支援事業（予算額 1,113 千円）

地域住民の介護予防の取組みを総合的に支援するため、住民運営の通いの場などにリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)の派遣(個別支援・集団支援)を行います。

集団支援は、高齢期の健康づくり・介護予防出前講座のうち、おたっしゃ機能維持コースが該当します。

実 績	令和4年度	個別支援	14回		
		おたっしゅ機能維持コース (集団支援)	派遣回数 受講者数	15回 128人	
	令和5年度	個別支援	11回		
		おたっしゅ機能維持コース (集団支援)	派遣回数 受講者数	18回 171人	
	令和6年度	個別支援	12回		
		おたっしゅ機能維持コース (集団支援)	派遣回数 受講者数	21回 208人	

#### 4 指定介護予防支援等に関すること(予算額 14,320千円)

##### (高齢者総合相談センターの機能の充実)

区が保険者で都外に長期滞在している介護予防・生活支援サービス事業等の利用者のケアプラン作成を滞在先の指定居宅介護支援事業所が行います。

#### 5 高齢者のいきがい事業及び敬老事業(予算額 475,974千円)

##### 高齢者福祉活動事業助成等(予算額 12,672千円)

区内在住の高齢者向けの生活支援、介護予防、いきがいづくり、健康づくり、地域支え合い活動に関する活動等を行う団体に対し、基金利子等による助成を行います。

また、高齢者食事サービス事業を行う団体に対する助成を行います。

実 績	令和4年度	基金額	688,592,023円	22団体	22事業に助成
	令和5年度	基金額	689,481,221円	24団体	24事業に助成
	令和6年度	基金額	689,481,221円	29団体	29事業に助成

(令和7年1月末現在)

##### 地域支え合い支援事業(予算額 32,567千円)

地域支え合い活動を行う個人及び団体の育成・支援に関する事業や、高齢者を対象とした介護予防のための事業、地域の高齢者の趣味活動への支援の事業を実施します。

また、地域支え合い活動を推進するため、令和3年10月1日に開設した中落合高齢者在宅サービスセンター内地域交流スペース(愛称「ささえー中落合」)を活用し、事業を実施しています。

実 績	令和4年度	利用者数	7,479人	団体利用	4,308人
		高齢者等支援団体数	12団体		
	令和5年度	利用者数	9,168人	団体利用	5,422人
		高齢者等支援団体数	16団体		
	令和6年度	利用者数	9,583人	団体利用	5,160人
		高齢者等支援団体数	18団体		

(令和7年1月末現在)

##### 高齢者クラブへの助成等(予算額 35,436千円)

地域の高齢者が老後の生活を健全で明るいものにするため、自主的に組織して運営する高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会の運営費の一部を助成します。

また、クラブの新規結成や運営等について、高齢者クラブ指導員が助言を行います。

実 績	令和4年度	96クラブ	4,343人
	令和5年度	93クラブ	4,125人
	令和6年度	91クラブ	3,880人

##### 敬老会(予算額 20,713千円)

10月下旬に長寿のお祝いとして、区内在住の77歳以上の方を対象に演芸等の催しにご招待します。新宿文化センター改修工事の影響により、令和6年度は中止、令和7年度は12月に実施予定

実 績	来場者数	令和4年度	2,854人
-----	------	-------	--------

令和5年度 3,255人  
令和6年度 中止

### 高齢者訪問（予算額 11,047千円）

9月上旬に、100歳以上の方に祝金（30,000円）と祝品を贈呈して長寿をお祝いします。新たに100歳になられる方をご希望の方には、区長が訪問して贈呈します。

令和4年度は施設への訪問を中止し、個人宅への訪問のみ実施した。

実績 祝金	令和4年度	239人
	令和5年度	236人
	令和6年度	269人
区長訪問（内数）	令和4年度	12人
	令和5年度	47人
	令和6年度	55人

### ことぶき祝金支給（予算額 64,459千円）

長寿を祝い、9月上旬に民生委員が対象者宅を訪問して祝金を届けます。

祝金の金額 77歳（喜寿）………10,000円 88歳（米寿）……… 10,000円  
95歳（長寿）………30,000円

（参考：令和5年度まで）

	70歳（古希）………5,000円	77歳（喜寿）……… 7,000円
	88歳（米寿）………10,000円	96歳～99歳（長寿）……… 30,000円
実績	令和4年度 古希…2,776人 喜寿…2,011人 米寿…1,399人 長寿…945人	
	令和5年度 古希…2,518人 喜寿…2,742人 米寿…1,539人 長寿…1,001人	
	令和6年度 古希…廃止 喜寿…3,489人 米寿…1,431人 長寿…403人	

（令和7年1月末現在）

### いきいきハイキング（予算額 2,784千円）

区内在住の歩行等健康に自信のある60歳以上の高齢者を対象として、ハイキングを行うことで、高齢者の交流の場を提供し、あわせて健康保持に役立てます。

実績 参加者数	令和4年度	58人
	令和5年度	218人
	令和6年度	233人

令和6年度よりバスを利用して実施

### 高齢者福祉大会（予算額 2,022千円）

高齢者クラブ会員及び地域交流館等の利用者が、日頃研さんした唄や踊りを発表するため、年1回、秋季に開催します。

実績 参加団体数	令和4年度	43団体
	令和5年度	46団体
	令和6年度	49団体

### マッサージサービス（予算額 13,008千円）

高齢者マッサージサービスを薬王寺地域ささえあい館、シニア活動館、地域交流館等で実施。1回30分につき1,000円の自己負担があります。

実績 利用者数	令和4年度	3,522人
	令和5年度	3,763人
	令和6年度	3,510人（令和7年1月末現在）

### ふれあい入浴（予算額 270,630千円）

高齢者等の外出意欲を醸成し、閉じこもりを防止することで、健康の増進と世代を超えた交流・ふれあいの促進を図るとともに、区内公衆浴場の振興に寄与することを目的に、「新宿区ふれあいクーポン」を交付します。

対 象	60 歳以上の方 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている方 未就学児を扶養し児童育成手当を受給している方
利用回数	月 4 回まで（浴場専用利用 3 回及び共通利用 1 回） 浴場及び指定スポーツ施設のいずれかで使用可能
実 績	発行枚数 令和 4 年度 30,120 枚 令和 5 年度 30,638 枚 令和 6 年度 31,273 枚（令和 7 年 1 月末現在）

### 湯ゆう健康教室（予算額 606 千円）

公衆浴場を「地域のふれあいの場」として位置づけ、専門職による健康に関する話や実技及びレクリエーション等を取り入れ、高齢者相互の交流機会及び外出機会の増加に伴う介護予防を増進します。（対象は 60 歳以上で「新宿区ふれあいクーポン」の交付を受けている方）

実 績	令和 4 年度	区内公衆浴場 2 か所にて全 6 回実施	参加者数 51 人
	令和 5 年度	区内公衆浴場 5 か所にて全 20 回実施	参加者数 159 人
	令和 6 年度	区内公衆浴場 5 か所にて全 20 回実施	参加者数 226 人

### いきがづくり支援等（予算額 10,030 千円）

高齢者が住み慣れた地域でいきがいをもって生活できるよう、地域の高齢者を対象とした「いきがづくり支援・地域交流支援・介護予防」の取組みを実施します。

実 績	令和 4 年度	利用者数 5,123 人	団体利用 3,231 人
	令和 5 年度	利用者数 5,070 人	団体利用 2,925 人
	令和 6 年度	利用者数 4,152 人	団体利用 2,376 人

（令和 7 年 1 月末現在）

## 6 高齢者福祉施設（予算額 750,477 千円）

### 薬王寺地域ささえあい館（予算額 33,162 千円）

地域支え合い活動の拠点とするとともに、高齢者が住み慣れた地域において暮らしやすい地域社会を形成することにより、高齢者の健康及び福祉の増進を図るための施設です。原則として区内在住の 60 歳以上の方及び高齢者等の支援を目的とする方を対象としています。

平成 30 年 2 月 6 日に開設しました。

実 績	令和 4 年度	利用者数 12,589 人	団体利用 8,747 人
		高齢者等支援団体数 25 団体	
	令和 5 年度	利用者数 11,469 人	団体利用 8,728 人
		高齢者等支援団体数 26 団体	
	令和 6 年度	利用者数 9,829 人	団体利用 7,106 人
		高齢者等支援団体数 24 団体	

（令和 7 年 1 月末現在）

### シニア活動館（予算額 196,422 千円）

シニア世代の方及び高齢者が行う社会貢献活動その他の地域活動の拠点とするとともに、介護予防、健康増進及び文化活動等の場として健康及び福祉の増進を図る施設です。原則として区内在住の 50 歳以上の方を対象とし、指定管理者の運営により 4 館を開設しています。

区内に「地域支え合い活動」を広げるために、令和 7 年度から全シニア活動館で地域支え合いの担い手育成・支援事業を実施します。

実 績	令和 4 年度	4 館	利用者数 99,701 人	団体利用 53,271 人
	令和 5 年度	4 館	利用者数 109,300 人	団体利用 52,777 人
	令和 6 年度	4 館	利用者数 95,094 人	団体利用 37,376 人

（令和 7 年 1 月末現在）

### 地域交流館（予算額 520,893 千円）

地域における高齢者相互の交流の拠点とするとともに、介護予防、健康増進及び文化活動等の場として健康及び福祉の増進を図る施設です。原則として区内在住の 60 歳以上の方を対象とし、指定管理者の運営により 15 館を開設しています。

実 績	令和 4 年度	15 館	利用者数	175,289 人	団体利用	64,899 人
	令和 5 年度	15 館	利用者数	220,053 人	団体利用	71,115 人
	令和 6 年度	15 館	利用者数	208,232 人	団体利用	65,667 人

(令和 7 年 1 月末現在)

## 4-4 高齢者支援課

### 高齢者支援係

高齢者福祉サービスに関すること（部内他課及び課内他係に属するものを除く。）。  
課内他係に属しないこと。

### 高齢者相談第一係

高齢者の相談、調整等に関すること。  
地域包括支援センターに関すること。  
高齢者虐待の防止及び早期発見並びに高齢者の権利擁護に関すること。  
高齢者の施設入所等の措置に関すること。  
地域ケア会議に関すること。

### 高齢者相談第二係

高齢者の相談、調整等に関すること。  
地域包括支援センターに関すること。  
高齢者虐待の防止及び早期発見並びに高齢者の権利擁護に関すること。  
高齢者の施設入所等の措置に関すること。  
地域ケア会議に関すること。  
認知症高齢者の地域における支援に関すること。  
高齢者の孤独死の防止に関すること。

## 1 高齢者福祉サービス（予算額 455,828 千円）

### 配食サービス（予算額 24,804 千円）

65 歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯等で食事の支度が困難な方に、月曜～金曜日の希望する曜日に昼食を宅配し、健康の維持を図り、介護予防と自立した生活を支援するとともに、配食時に安否確認を行います。（自己負担：1 食 500 円、配送料等は区が負担）

実績	令和 4 年度	40,124 食
	令和 5 年度	42,925 食
	令和 6 年度	43,392 食（令和 7 年 2 月末現在）

### 理美容サービス（予算額 5,456 千円）

65 歳以上の在宅の高齢者で、寝たきり等により外出が困難な方（要介護 4・5、身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度等）に、区が委託する理・美容組合の理・美容師が出張し、自宅で調髪・カットを行うことにより高齢者の生活支援を図ります。（自己負担：1 回 2,000 円）

実績	令和 4 年度	1,180 件
	令和 5 年度	1,147 件
	令和 6 年度	1,043 件（令和 7 年 2 月末現在）

### 寝具乾燥消毒サービス（予算額 17,104 千円）

65 歳以上の一人暮らし等または在宅で寝たきりの方や、身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度の方に寝具の乾燥消毒及び水洗いを行い、衛生的就寝の確保により日常生活の支援を図ります。（自己負担：水洗い 1 回 850 円、乾燥消毒 1 回 420 円）

実績	令和 4 年度	3,679 回
	令和 5 年度	3,897 回
	令和 6 年度	3,532 回（令和 7 年 2 月末現在）

### 回復期生活支援サービス（予算額 1,675 千円）

退院直後等のため一時的に身体機能が低下している 65 歳以上の一人暮らしの高齢者等に対して、家事援助や身体介護を行うヘルパーを派遣します。派遣は 3 か月以内で、1 時間単位・週 6 時間を上限とします。要支援又は要介護の認定を受けている方等は対象となりません。（介護保険の負担割合に応じた自己負担あり 1 割の方は 1 時間 300 円、2 割の方は 1 時間 600 円、3 割の方は 1 時間 900 円）

実績	令和 4 年度	522 回
	令和 5 年度	494 回
	令和 6 年度	287 回（令和 6 年 12 月末現在）

### 緊急通報システム（予算額 28,730 千円）

慢性的疾患があるなど常時注意を要する 65 歳以上の一人暮らしの高齢者等に対して、緊急通報用の無線機器、見守りセンサー、火災警報器の貸し出しを行います。緊急事態に陥ったときに、警備会社や東京消防庁に通報が入るシステムです。

（自己負担：設置時 3,100 円[見守りセンサーあり]または 2,600 円[見守りセンサーなし]）

実績(稼働台数)	令和 4 年度	600 台
	令和 5 年度	809 台
	令和 6 年度	849 台（令和 6 年 12 月末現在）

### 火災安全システム（予算額 2,188 千円）

防火の配慮が必要な 65 歳以上の一人暮らしの高齢者等に、電磁調理器、火災警報器、ガス安全システムの中から 1 種目を支給します。（自己負担：機器給付及び設置費用の 1 割）

実績	令和 4 年度	69 件
	令和 5 年度	85 件
	令和 6 年度	57 件（令和 7 年 2 月末現在）

### 紙おむつ等購入費助成（予算額 242,031 千円）

要介護1以上の方（第2号被保険者の方を含む）または65歳以上で入院中の方で、日常におむつを必要とする方に対して、月10,000円を上限におむつ費用を助成します。介護保険料段階第1～8段階の方が助成対象です。原則として、現物助成（区が指定したおむつ業者に直接注文）しますが、現物助成が困難な方には代金を助成します。（自己負担：購入金額の1割相当）

実績	現物	令和4年度	2,786,019枚
		令和5年度	2,968,383枚
		令和6年度	3,026,948枚（令和7年2月末現在）
実績	代金	令和4年度	20,200,819円
		令和5年度	21,299,197円
		令和6年度	29,752,999円（令和7年2月末現在）

### 補聴器の支給（予算額 21,287 千円）

医師が補聴器の使用を必要と認めた70歳以上の高齢者に対して、補聴器等を支給します。

【補聴器の支給】：自己負担2,000円

【購入費の助成】（令和7年4月から）：助成限度額33,000円

実績 （補聴器の支給）	令和4年度	451件
	令和5年度	541件
	令和6年度	577件（令和7年2月末現在）

### 敬老杖の支給（予算額 2,008 千円）

歩行に不安のある65歳以上の高齢者に杖を支給します。（無料）

配布場所 高齢者支援課、特別出張所、高齢者総合相談センター等

実績	令和4年度	杖 1,161本
	令和5年度	杖 1,334本 多点式杖先ゴム 204個（令和5年6月支給開始）
	令和6年度	杖 1,236本 多点式杖先ゴム 283個（令和7年2月末現在）

### 徘徊高齢者等緊急一時保護（予算額 4,131 千円）

緊急保護を要する徘徊高齢者等を、一時的に宿泊施設に入所させて保護します。（自己負担：原則、1日400円）

実績	令和4年度	延人数 10人	延 38日
	令和5年度	延人数 5人	延 32日
	令和6年度	延人数 5人	延 19日（令和7年2月末現在）

### 高齢者緊急ショートステイ事業（予算額 10,399 千円）

緊急でショートステイが必要な方に対し、有料老人ホームの居室を提供することで、緊急時における要介護者の生活の場を一時的に保障し、その在宅生活を支援します。（自己負担：原則、1日3,000円）

実績	令和4年度	延人数 69人	延日数 494日
	令和5年度	延人数 96人	延日数 930日
	令和6年度	延人数 85人	延日数 625日（令和7年2月末現在）

### 介護者リフレッシュ支援事業（予算額 58,388 千円）

要介護1以上または認知症の65歳以上の在宅高齢者を日常的に介護する区民に対して、年度あたり24時間を限度に、家事援助や身体介護を行うヘルパーを派遣します。（介護保険の負担割合に応じた自己負担あり 1割の方は1時間300円、2割の方は1時間600円、3割の方は1時間900円）

実績	令和4年度	13,691回
	令和5年度	13,737回
	令和6年度	10,492回（令和6年12月末現在）

### 一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス（予算額 36,191 千円）

65 歳以上の一人暮らしの認知症高齢者で、区内在住の介護者がいない方に対して、年度あたり 24 時間を限度に、家事援助や身体介護を行うヘルパーを派遣します。（介護保険の負担割合に応じた自己負担あり 1 割の方は 1 時間 300 円、2 割の方は 1 時間 600 円、3 割の方は 1 時間 900 円）

実績	令和 4 年度	7,954 回
	令和 5 年度	8,054 回
	令和 6 年度	5,860 回（令和 6 年 12 月末現在）

### 徘徊高齢者探索サービス（予算額 1,436 千円）

身体的・精神的負担の軽減と安全を確保するため、徘徊高齢者の介護者に対し位置情報専用端末機の利用助成を行います。（初回申込み費用は区が負担。自己負担は月額 930 円）

実績	令和 4 年度	実利用者数	45 人
	令和 5 年度	実利用者数	47 人
	令和 6 年度	実利用者数	40 人（令和 7 年 2 月末現在）

## 2 高齢者支援（予算額 70,745 千円）

### シルバーピアの管理運営（予算額 68,197 千円）

シルバーピアに入居する一人暮らしや高齢者のみの世帯が地域で自立して生活していくために、安否の確認や関係諸機関との連絡調整をする LSA(派遣型)またはワーデン（常駐型）を配置します。

実績	令和 4 年度	LSA 11 所	12 人	ワーデン 5 所	6 人
	令和 5 年度	LSA 12 所	13 人	ワーデン 4 所	5 人
	令和 6 年度	LSA 12 所	13 人	ワーデン 4 所	5 人

### 特別永住者等福祉特別給付金（予算額 240 千円）

国民年金制度上、老齢基礎年金等を受けることのできない特別永住者等の方（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者その他これに準ずると区長が認めた者に限定する）に特別給付金を支給し、当該特別永住者等の方の福祉向上を図ります。

実績	令和 4 年度	1 人
	令和 5 年度	1 人
	令和 6 年度	1 人

### 高齢者向け総合情報冊子の発行（予算額 2,308 千円）

区民を適切な窓口や高齢者サービスの利用につなげることを目的とし、高齢者向け各種事業や相談窓口等について、わかりやすく活用しやすい情報を総合的に提供できる冊子を作成・配布します。窓口配布は毎年、戸別配布は 3 年毎に実施します。

実績	令和 4 年度	発行部数	10,500 部
	令和 5 年度	発行部数	60,600 部
	令和 6 年度	発行部数	10,500 部

## 3 高齢者総合相談センター（予算額 590,006 千円）

### 高齢者総合相談センター事業 11 所（予算額 551,090 千円）

区内 11 か所の高齢者総合相談センターで、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の資格を持った職員が連携しながら下記の相談業務等を実施し、高齢者が住み慣れた地域の中で暮らしを継続できるよう支援していきます。

- ・総合相談・支援業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ・高齢者の虐待防止・早期発見及び権利擁護業務

実績	相談件数	令和 4 年度	64,768 件
----	------	---------	----------

令和5年度 67,152件  
 令和6年度 60,660件(令和7年2月末現在)

### 高齢者総合相談センターの機能の充実(予算額 20,156千円)

高齢者総合相談センターが地域包括ケアを担う中心的相談機関として機能するため、相談支援体制の充実を図ります。また、現に介護を行っている方の身体的、精神的負担を軽減し、元気回復を図るため、家族介護者等支援事業を行います。

実績	家族介護者等支援事業	令和4年度	82回	540名
		令和5年度	92回	614名
		令和6年度	90回	645名(令和7年度2月末現在)

### 在宅医療・介護連携推進事業(予算額 18,760千円)

高齢者総合相談センターにおいて、在宅医療に関する相談に適切に対応し、医療と介護の連携を推進するため、相談体制の整備を行います。

## 4 高齢者の施設入所等措置及び権利擁護(予算額 784,601千円)

### 老人福祉施設への入所等措置(予算額 771,762千円)

心身の障害、家庭環境、経済上の理由により、家庭で生活することが困難な65歳以上(特に必要があると認められる場合は60歳以上)の方を養護老人ホームへ入所措置します。本人の収入と扶養義務者の課税状況に応じて負担額が決まります。

また、判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者や、虐待を受けている高齢者の保護のため施設への入所等の措置を行います。

実績	養護老人ホーム	令和4年度末	345人
		令和5年度末	339人
		令和6年度末	321人(令和7年2月末現在)

	特別養護老人ホーム	令和4年度末	4人
		令和5年度末	4人
		令和6年度末	2人(令和7年2月末現在)

### 高齢者の権利擁護の普及啓発(予算額 472千円)

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある暮らしを続けていくために、高齢者の権利擁護に関するネットワークの充実を図り、区民や関係者に対して普及・啓発を行うことで、高齢者の総合的な権利擁護を図ります。

実績	令和4年度	協議会等開催	2回
	令和5年度	協議会等開催	2回
	令和6年度	協議会等開催	2回

### 成年後見審判請求事務等(予算額 12,367千円)

身寄りのない判断能力の不十分な高齢者が成年後見制度を利用できるよう、親族に代わって区長が家庭裁判所へ審判の請求を行います。

また、成年後見制度に係る費用を負担することが困難である方に対して後見人等への報酬の助成を行います。

実績	区長申立件数	令和4年度	77件
		令和5年度	57件
		令和6年度	45件(令和7年2月末時点)

	報酬助成件数	令和4年度	31件
		令和5年度	32件
		令和6年度	26件(令和7年2月末時点)

## 5 認知症高齢者への支援(予算額 32,177千円)

### 認知症総合支援事業(予算額 20,765千円)

高齢者総合相談センターに設置した医療、福祉・介護の専門職で構成される「認知症初期集中支

援チーム」を活用し、認知症高齢者とその家族に早期に関わるための支援体制の充実を図ります。また、認知症サポート医による高齢者総合相談センター支援等により、認知症に係る医療と福祉・介護の連携強化を図り、認知症高齢者の早期発見・早期診断体制を推進します。さらに、認知症高齢者やその家族の困りごとの支援ニーズと、認知症サポーターを結びつける活動であるチームオレンジの実施を通じ、認知症があってもなくても同じ地域でともに生活できる環境づくりを行っていきます。

### 認知症高齢者支援の推進（予算額 11,412 千円）

高齢者が認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の早期発見・早期対応のための相談機能や、認知症高齢者を支える家族介護者への支援体制の充実を図ります。また、地域の担い手となる認知症サポーターの地域活動への支援や地域ぐるみで支援する体制を推進していきます。

- ・ 認知症サポーター養成講座（地域・区職員）
- ・ 認知症サポーター活動登録者フォローアップ講座
- ・ 区民への普及啓発活動
- ・ 認知症・もの忘れ相談
- ・ 認知症介護者教室・家族会
- ・ 認知症介護者相談
- ・ 認知症支援コーディネーター事業
- ・ 認知症診療連携マニュアルの作成

実 績	認知症サポーター養成数（累計）
	令和4年度 27,638人
	令和5年度 29,054人
	令和6年度 30,595人（令和7年2月末現在）

## 6 高齢者の見守り（予算額 63,230 千円）

### 地域見守り協力員（予算額 33,030 千円）

75歳以上の一人暮らし高齢者や75歳以上の高齢者のみの世帯等を、地域見守り協力員（ボランティア）が定期的に訪問し、安否確認を行ったり、話し相手になるなどして、高齢者の孤独感解消や事故の未然防止を図ります。新宿区社会福祉協議会に委託して実施しています。

<地域見守り協力員による訪問>

年度	協力員数	対象者数	延訪問回数
4	439	539	13,240
5	480	551	13,064
6	474	508	11,156

（令和7年2月末現在）

### 一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布（予算額 19,291 千円）

75歳以上の一人暮らし高齢者に対し、高齢者向け情報紙を訪問配布することにより、高齢者の日常生活に関する情報提供を行うとともに、定期的な配布活動による安否確認・見守りを行い、高齢者の孤独死防止を図ります。

実 績	令和4年度 配布登録者数 3,068人
	令和5年度 配布登録者数 3,054人
	令和6年度 配布登録者数 2,953人（令和7年2月末時点）

### 地域安心カフェ（予算額 408 千円）

高齢者及びその介護者等が気軽に交流や相談ができる場を設け支援することにより、高齢者や介護者の孤立を予防し、地域における区民の支え合いの充実を図ります。

実 績	令和4年度 7か所
	令和5年度 7か所
	令和6年度 7か所

### 高齢者見守りキーホルダー事業（予算額 1,058 千円）

外出に不安のある 65 歳以上の高齢者に、個別の登録番号を表示したキーホルダーとシールを配布します。道に迷って保護されたときや外出先で倒れたときなどに、高齢者総合相談センターが連絡を受け、迅速な身元確認を行います。

実 績	令和 4 年度	登録申請者数	885 人
	令和 5 年度	登録申請者数	760 人
	令和 6 年度	登録申請者数	736 人（令和 7 年 2 月末現在）

### 高齢者見守り登録事業等（予算額 9,443 千円）

高齢者に身近な民間事業者が、業務中に気付いた高齢者の異変を高齢者総合相談センター等へ連絡し、関係機関と連携して地域の高齢者をゆるやかに見守ります。また、熱中症予防パンフレット、高齢者見守り啓発用のチラシの配布等を通じて、地域における支え合いの充実を図ります。

実 績	見守り登録事業者数	令和 4 年度	681 事業者
		令和 5 年度	672 事業者
		令和 6 年度	683 事業者（令和 7 年 2 月末時点）

## 4-5 介護保険課

### 推進係

介護保険事業の企画、調整及び統計に関すること。  
地域密着型サービス等の基盤の整備に関すること。  
地域密着型サービス事業者等の指定に関すること。  
介護保険特別会計に係る予算及び決算に関すること。  
介護老人福祉施設の入所調整に関すること。  
課内他係に属しないこと。

### 資格係

被保険者の資格に関すること。  
保険料の賦課に関すること。  
保険料その他徴収金の収納に関すること。  
保険料その他徴収金の滞納整理に関すること。

### 認定第一係

要支援及び要介護の認定申請に関すること。  
認定調査及び主治医意見書の依頼に関すること。

### 認定第二係

介護認定審査会に関すること。  
認定調査の実施に関すること。

### 給付係

保険給付等に関すること。  
介護保険サービスの利用者保護の相談に関すること。  
介護保険サービス事業者の指導検査等に関すること。  
高額サービス費等の資金貸付けに関すること。  
介護予防・日常生活支援総合事業のうち第1号事業支給費等の経理に関すること。

# 1 介護保険の概要

## 介護保険制度のあらまし

介護保険法に基づき、介護が必要な方に対して、必要なサービスを総合的・一体的に提供し、社会全体で介護を支えることを目的として介護保険事業を実施します。

新宿区は、保険者として介護保険の運営主体となり、保険料の徴収、要介護認定、保険給付等を行います。介護保険サービスは、利用者との契約に基づき社会福祉法人、医療法人、株式会社などが提供します。

要介護認定により、要支援1・2又は要介護1～5に認定された場合に、介護保険のサービスを利用することができます。なお、高齢者総合相談センターで基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方は、要介護・要支援認定を受けずに「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。

## サービスの利用方法

居宅サービスを利用する場合、要支援1・2の方は住所地を担当する高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）に依頼して介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成してもらい、要介護1～5の方は、居宅介護支援事業者を選択し、その事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）から、適切な介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらい、このケアプランに基づく、各サービス提供事業者との契約により介護サービスを利用します。

## 利用者の負担

本人の所得に応じて、介護サービスに要した費用の1割、2割、3割の利用者負担がかかります。要介護度によって利用できる金額（支給限度額）が異なり、支給限度額を超える利用は、全額自己負担となります。

また、施設サービスの利用では、介護サービス利用者負担分のほか、食費、居住費などの自己負担があります。

介護保険課の事業の内容は、介護保険料の賦課・徴収、要介護認定調査、介護認定審査会の運営、保険サービスの給付、地域密着型サービス等の基盤整備・指定、サービス事業者の指導検査等に分類されます。

## 被保険者（加入者）

介護保険は、新宿区が保険者となって運営し、その被保険者（加入者）は、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に区分されています。

第1号被保険者には65歳に達する前月に被保険者証を交付（郵送）しています。

第2号被保険者には、要介護認定された場合等の際に、被保険者証を交付しています。また、第1号被保険者が要介護認定された場合には、要介護状態区分、有効期間等を記載した被保険者証を該当者に改めて交付しています。

第1号被保険者（各年度3月末現在）

令和4年度 68,242人

令和5年度 68,080人

令和6年度 67,941人

## 保険料（予算額 5,340,613千円）

第1号被保険者の保険料は、区の条例で定めます。介護保険料は、介護サービスに要する費用額（見込）によって基準額が決まり、支払う保険料は所得などの状況に応じて18段階に分かれています。支払いの方法は、年金（老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の給付額が月額15,000円以上の方が対象）から引き落としによる方法（特別徴収）と納付書又は口座振替等により個別に納付する方法（普通徴収）に分かれます。

保険料基準額は、介護保険事業計画（ ）の見直しに伴い3年毎に改定されます。

令和4年度純収入額 5,153,079,676円

令和5年度純収入額 5,151,865,971円

令和6年度純収入額 4,503,829,887円（令和7年1月末現在）

第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の計算方法により決定し、各医療保険者から医療保険料と併せて徴収されています。

介護保険事業計画……… 要介護者等の人数や利用意向等を勘案し、介護保険給付対象サービスの種類ごとの見込み、当該供給量確保のための方策等の事項を定める計画です。一期3年の計画で、現在の第9期計画は令和6～令和8年度が計画期間です。

#### 低所得者対策

低所得者層への負担軽減のため、保険料の負担割合を国の標準段階における負担割合よりも低く設定しています。また、平成27年度から給付費における公費負担（5割）とは別枠で消費税による公費を投入し、第1段階の負担割合の負担軽減を図ってきました。令和元年度からは、第1～3段階についてさらに負担割合を低く設定し、保険料を軽減しています。

#### 保険料の減免

災害などの特別な事情が認められたときには、申請により保険料徴収の猶予や保険料の減額・免除をしています。

令和4年度：12件 661,870円

令和5年度：16件 581,505円

令和6年度：19件 586,245円

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険料減免を除く)

## 2 要介護認定（予算額 239,307千円）

介護保険サービスを利用するためには、介護が必要かどうか、どの程度の介護が必要かという認定（要介護認定）を受けることが必要です。

要介護認定申請を受けて、調査・審査を行ない、どの程度の介護の手間が必要かという基準に基づいて「要介護度」を決定します。その「要介護度」を判定するために認定審査会を設置し、審査判定業務等を行っています。

なお、第2号被保険者の要介護認定は、政令で定める特定疾病に起因する要介護状態である場合に限られています。

令和5年3月末現在要介護認定者数 14,719人（要支援含む）

令和6年3月末現在要介護認定者数 15,097人（要支援含む）

令和7年3月末現在要介護認定者数 15,333人（要支援含む）

## 3 保険給付等

以下の保険給付等があります。

なお、は要支援1・2を対象とした予防給付があるサービスです。

**保険の給付**（令和6年度実績は速報値です）

### 居宅サービス費の支給（予算額 12,770,533千円）

以下の居宅サービスについて、利用者負担額を除いた額を給付します。

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・訪問看護
- ・通所介護（デイサービス）
- ・福祉用具貸与
- ・居宅療養管理指導
- ・短期入所療養介護（療養型ショートステイ）
- ・訪問入浴介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション（デイケア）
- ・特定施設入居者生活介護
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）

令和4年度実績 292,081件

令和5年度実績 307,280件

令和6年度実績 320,542件

### 施設サービス費の支給（予算額 5,769,609 千円）

以下の施設サービスについて、利用者負担額を除いた額を給付します。

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・介護療養型医療施設（療養病床等）〔令和5年度をもって廃止〕

令和4年度実績	18,718 件
令和5年度実績	18,563 件
令和6年度実績	18,315 件

### 地域密着型サービス費の支給（予算額 3,031,488 千円）

以下の地域密着型サービスについて、利用者負担額を除いた額を給付します。

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型通所介護（小規模デイサービス）
- ・認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護（要支援1は除く）（グループホーム）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）
- ・看護小規模多機能型居宅介護

令和4年度実績	23,776 件
令和5年度実績	23,731 件
令和6年度実績	23,369 件

### 福祉用具購入費の支給（予算額 36,918 千円）

入浴や排泄などで利用する特定福祉用具の購入費について、利用者が全額支払った後に、限度額の範囲内でかかった費用から利用者負担額を除いた額を給付します。〔要介護状態区分に関係なく、限度額は1年間（4月1日から3月31日まで）10万円〕

令和4年度実績	959 件
令和5年度実績	1,079 件
令和6年度実績	1,170 件

### 住宅改修費の支給（予算額 66,887 千円）

住宅での、手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修費用について、利用者が全額支払った後に、限度額の範囲内でかかった費用から利用者負担額を除いた額を給付します。

（要介護状態区分に関係なく、限度額は原則1回限り20万円）

令和4年度実績	745 件
令和5年度実績	715 件
令和6年度実績	700 件

### サービス計画給付費の支給（予算額 1,301,700 千円）

利用者が、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成してもらった場合に、ケアプラン作成費用を10割支給します。（利用者負担なし）

令和4年度実績	88,899 件
令和5年度実績	91,244 件
令和6年度実績	93,577 件

### 特定入所者サービス費の支給（予算額 408,253 千円）

保険給付の対象外である、介護保険施設（ショートステイ含む）における居住費及び食費について、住民税世帯非課税で所得・資産要件に該当する方に、基準費用額と負担限度額の差額を支給します。

令和4年度実績	10,029件
令和5年度実績	9,669件
令和6年度実績	9,384件

#### 高額介護サービス費の支給（予算額 807,325千円）

世帯単位で1か月に受けた介護保険サービスの利用者負担の合計(世帯合計額)が高額になった場合に、上限額を超えた金額を高額介護サービス費として支給します。

なお、平成29年8月から一定要件を満たす方に、3年間の時限措置として年間上限額が設定されました。

令和4年度実績	48,879件
令和5年度実績	51,048件
令和6年度実績	51,239件

#### 高額医療合算介護サービス費の支給（予算額 107,906千円）

一年間に医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の利用者負担額の合計が著しく高額になった場合に、医療・介護合算の限度額(年額)を超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給します。

令和4年度実績	2,639件
令和5年度実績	2,645件
令和6年度実績	2,809件

### 貸付

#### 住宅改修費・福祉用具購入費の貸付

保険給付されるまでの間、一時的に費用の支払いが困難な方に、資金を貸し付けます。

令和4年度	0件
令和5年度	0件
令和6年度	0件

#### 高額介護サービス費の貸付

高額介護サービス費が支給されるまでの間、一時的に費用の支払いが困難な方に、保険給付分の費用を貸し付けます。

令和4年度	0件
令和5年度	0件
令和6年度	0件

### 利用者負担の軽減

#### 施設サービスでの居住費・食費の減額（3（1） 特定入所者サービス費の再掲）

住民税世帯非課税で所得・資産要件に該当し、介護保険施設(ショートステイを含む)を利用する方に対して、所得に応じて居住費・食費を減額します。

令和4年度 認定者数	1,371人
令和5年度 認定者数	1,219人
令和6年度 認定者数	1,253人

#### 利用者負担額の減免

災害や病気などの特別な事情により支払いが困難な方に対して、介護サービスの利用者負担額を減免します。

令和4年度	0件
令和5年度	0件
令和6年度	0件

#### ホームヘルプ利用者負担額減額（予算額 121千円）

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスを利用し、境界層該当として定率負担が0円となっている方で、介護保険の対象となった方に対して、利用者負担を減額します。

令和4年度 0件  
令和5年度 0件  
令和6年度 0件

#### 旧措置者への利用料減額・特定標準負担額減額（経過措置）

介護保険制度開始前からの特別養護老人ホーム入所措置者に対して、介護保険制度施行以前の費用徴収額を上回らないよう所得に応じて利用者負担額を減額します。

令和4年度	特定負担限度額	6件	利用者負担額	3件
令和5年度	特定負担限度額	3件	利用者負担額	1件
令和6年度	特定負担限度額	3件	利用者負担額	1件

#### 低所得者利用料軽減制度（予算額 2,779千円）

住民税世帯非課税で、収入・資産要件等の条件を満たす方に対して、対象となるサービスを利用した場合に利用者負担額の一部を減額します。

令和4年度	延べ利用実績	381件
令和5年度	延べ利用実績	370件
令和6年度	延べ利用実績	359件

#### 通所介護等食費助成事業（予算額 19,944千円）

住民税世帯非課税で、食費助成を実施している事業所の通所系サービスを利用する方に対して、一日当たり200円を助成します。

令和4年度	延べ利用実績	94,204件
令和5年度	延べ利用実績	95,169件
令和6年度	延べ利用実績	92,194件

#### 家族介護慰労金（予算額 200千円）

要介護4又は5で住民税非課税世帯の要介護被保険者を、1年間介護保険のサービスを使わずに在宅で介護しているなどの支給要件を満たした家族に対して、慰労金を支給します。

令和4年度	0件
令和5年度	0件
令和6年度	0件

## 4 介護保険サービスの基盤整備等

#### 特別養護老人ホームの整備（予算額 0千円）

新宿区第三次実行計画に基づき、公有地を活用した民設民営方式による整備について、調査・検討します。

令和4年度	補助実績	1件（特別養護老人ホーム新宿和光園整備、令和4年度分）
令和5年度	補助実績	なし
令和6年度	補助実績	なし

#### 地域密着型サービスの整備（予算額 34,030千円）

新宿区第三次実行計画に基づき、施設整備費の助成を通じ、民設民営方式で地域密着型サービスを整備します。

令和4年度	補助実績	なし
令和5年度	補助実績	なし
令和6年度	補助実績	2件

（払方町国有地認知症高齢者グループホーム整備、令和6年度分）  
（払方町国有地小規模多機能型居宅介護整備、令和6年度分）

#### ショートステイの整備（予算額 0千円）

新宿区第三次実行計画に基づき、公有地を活用した民設民営方式による整備について、調査・検討します。

令和4年度 補助実績 1件（特別養護老人ホーム新宿和光園整備、令和4年度分）  
令和5年度 補助実績 なし  
令和6年度 補助実績 なし

### 地域密着型サービス施設設備整備費助成（予算額 11,595千円）

一定年数（おおむね10年）を経過した（看護）小規模多機能型居宅介護、地域密着型特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームに対して、利用者の安全の確保の観点から躯体工事に及ばない老朽化に伴う施設の大規模修繕、付帯設備の改造等に係る経費を補助します。

令和7年度より新規実施

### 医療介護支援（予算額 155,988千円）

新宿区内の特別養護老人ホームに対して胃ろう等の医療処置を必要とする入所者受入のための施設運営経費を助成することで、医療処置を必要とする区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備します。

令和4年度 補助実績 特別養護老人ホーム 10所  
令和5年度 補助実績 特別養護老人ホーム 10所  
令和6年度 補助実績 特別養護老人ホーム 10所

## 5 地域密着型サービス事業者等の指定（予算額 976千円）

平成18年4月の介護保険制度改正により新たなサービス体系として創設された地域密着型サービスについて、区が事業所指定を行っています。平成30年4月からは、居宅介護支援事業所の指定権限が都から区に移管されました。

また、地域密着型サービスの指定に関してサービスの質や適正な運営を図る観点から、地域包括支援センター等運営協議会を開催し意見を聴取しています。

令和4年度実績	(1) 区内新規指定	9件	(2) 運営協議会開催	3回
令和5年度実績	(1) 区内新規指定	10件	(2) 運営協議会開催	3回
令和6年度実績	(1) 区内新規指定	12件	(2) 運営協議会開催	3回

## 6 苦情相談

介護保険の利用者保護の窓口を設け、サービス事業者に関する苦情相談に応じています。

令和4年度実績 195件  
令和5年度実績 102件  
令和6年度実績 94件

## 7 事業者への支援・監査等

### 新宿区介護サービス事業者協議会への支援等（予算額 153千円）

事業者相互の連携と協力を図り、健全な市場の形成を促進することを目的としている新宿区介護サービス事業者協議会に対して、区は運営を支援するとともに、事業者に対する情報提供等を行います。

### 介護人材確保・育成のための支援

#### 介護福祉士の資格取得費用助成（予算額 1,635千円）

区内の介護保険事業所に従事している介護職員の、介護福祉士国家資格取得に際しての講座受講料及び受験費用を助成することにより、質の高い介護人材の育成支援を行います。

令和4年度 14名  
令和5年度 12名  
令和6年度 21名

#### 介護保険サービス事業所対象研修事業（予算額 7,129千円）

介護に携わる職員の質の向上を目的として、区内の介護保険サービス事業所の職員を対象に体系的な研修を実施します。

令和4年度 実施回数 15回、延べ受講者数 239名  
令和5年度 実施回数 18回、延べ受講者数 121名  
令和6年度 実施回数 14回、延べ受講者数 277名

#### 介護人材入門的研修事業（予算額 2,283千円）

福祉に興味がある介護未経験の区民を主な対象として、より広い裾野から幅広い介護人材の参入および確保を図るために、介護の仕事の魅力・やりがいを紹介する講座、入門的研修およびおしごと相談会を実施します。

令和4年度 参加者数 セミナー14名、研修16名、おしごと相談会16名  
令和5年度 参加者数 セミナー13名、研修10名、おしごと相談会9名  
令和6年度 参加者数 セミナー29名、研修28名、おしごと相談会23名

#### 介護従事職員宿舍借り上げ支援事業（予算額 9,964千円）

区内に所在する介護サービスを提供する民間の地域密着型サービス事業所に対して、介護従事職員の宿舍借り上げを支援し、住宅費負担を軽減します。

令和4年度 補助対象法人6法人 補助対象事業所数6事業所 補助人数15人  
令和5年度 補助対象法人5法人 補助対象事業所数5事業所 補助人数12人  
令和6年度 補助対象法人5法人 補助対象事業所数5事業所 補助人数10人

#### 指導監督等（予算額 8,723千円）

##### サービス事業所指導

介護保険法に基づき、介護サービス事業所に対して運営指導を行います。

##### ・介護保険施設

令和4年度実績 5件  
令和5年度実績 2件  
令和6年度実績 3件

##### ・地域密着型サービス事業所

令和4年度実績 17件  
令和5年度実績 25件  
令和6年度実績 22件

##### ・介護予防支援事業所

令和4年度実績 11件  
令和5年度実績 0件  
令和6年度実績 0件

##### ・居宅サービス事業所（居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等）

令和4年度実績 17件  
令和5年度実績 21件  
令和6年度実績 34件

##### 介護報酬請求内容点検調査

介護給付データから、適正な給付の点検調査を行っています。

## 8 趣旨普及

#### 情報提供等（予算額 2,284千円）

介護保険制度の趣旨や利用方法について理解を深めてもらうため、広報活動を行います。（介護保険べんり帳等パンフレットの発行、ホームページ、ふれあいトーク宅配便等）

#### 適正利用の普及（予算額 740千円）

介護保険サービスの適正な利用について普及啓発を図るため、冊子「介護保険サービスの利用法」を発行します。

### しんじゅく介護の日の開催（予算額 344 千円）

介護について区民の理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者および介護をしている家族を支援するとともに、その地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、「介護の日」（11月11日）に関連した行事を開催します。

令和4年度 延参加人数 250名（10月27日実施）

令和5年度 延参加人数 300名（10月19日実施）

令和6年度 延参加人数 300名（10月10日実施）

## 9 特別養護老人ホームの入所調整（予算額 4,867 千円）

特別養護老人ホームの入所について、より必要度の高い方から入所できるよう調整をします。

入所申込者数（各年度2月末現在）

令和4年度末 529人

令和5年度末 545人

令和6年度末 573人

## 4-6 生活福祉課

### 庶務係

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく扶助費の支給、弁償金の返還その他経理に関すること。

生活保護法に係る現業事務の連絡調整に関すること。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく支援給付及び配偶者支援金に関すること。

生活保護受給世帯等への法外援護に関すること。

行旅病人、行旅死亡人等に関すること。

保護担当課との調整に関すること。

課内他係に属しないこと。

### 相談支援係

生活保護法に基づく面接相談及び現業事務に関すること。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく面接相談及び現業事務に関すること。

女性相談に関すること。

### 生活支援係

ホームレスの自立支援等に関すること。

ホームレスに係る面接相談に関すること。

生活困窮者の自立相談支援等に関すること。

生活保護法に基づく面接相談及び現業事務に関すること。

ひきこもり相談支援に関すること。

### 医療係

生活保護法に基づく医療扶助及び介護扶助の給付に関すること。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援及び介護支援に関すること。

医療機関及び介護保険サービス提供事業者との調整に関すること。

### 施設援護係

生活保護法に基づく現業事務に関すること。

生活保護受給世帯に係る法外援護事務の調整に関すること。

## 4-7 保護担当課

### 生活福祉第一係 ~ 生活福祉第五係

生活保護法に基づく現業事務に関すること。

生活保護受給世帯に係る法外援護事務の調整に関すること。

# 1 生活保護（予算額 22,262,625 千円）【担当：生活福祉課・保護担当課】

生活保護は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度です。生活保護法は、国の責任で、無差別平等に保護を受けられ、資産、労働力などあらゆる手段をつくしても生活に困窮する場合に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するという原理から成り立っています。

## 生活保護の申請と決定

生活保護は、保護を必要とする方又はその扶養義務者、同居の親族から保護申請をしていただくことから始まります。

保護申請に基づき、調査の上原則として世帯を単位に、困窮の程度に応じた保護を決定します。

## 生活保護の種類

生活保護には、生活、教育、住宅、介護、医療、出産、生業及び葬祭の 8 種の扶助があります。

23 区別生活保護世帯・人員及び保護率 (令和 6 年 10 月現在)

区分 区名	総人口 (A) 人	被保護世帯数 世帯	被保護人員 (B) 人	保護率 % (B)/(A) × 1,000
東京都	14,192,184	230,345	273,445	19.3
23 区計	9,873,999	168,613	197,822	20.0
千代田区	68,619	553	601	8.8
中央区	185,552	1,093	1,223	6.6
港区	268,623	1,820	2,123	7.9
新宿区	357,434	8,535	9,492	26.6
文京区	248,248	1,755	1,897	7.6
台東区	223,858	6,240	6,645	29.7
墨田区	283,879	5,974	7,061	24.9
江東区	539,059	7,235	8,564	15.9
品川区	427,380	4,251	4,774	11.2
目黒区	287,007	2,325	2,597	9.0
大田区	751,310	13,043	15,183	20.2
世田谷区	944,542	9,145	10,318	10.9
渋谷区	244,736	2,484	2,689	11.0
中野区	351,266	6,858	7,504	21.4
杉並区	593,866	6,421	7,072	11.9
豊島区	309,136	5,700	6,180	20.0
北区	363,247	7,478	8,753	24.1
荒川区	222,707	4,777	5,500	24.7
板橋区	591,988	14,220	17,243	29.1
練馬区	757,524	13,730	16,502	21.8
足立区	700,888	18,747	23,365	33.3
葛飾区	458,539	10,922	13,370	29.2
江戸川区	694,591	15,307	19,166	27.6

(注) 東京都福祉局月報による。

## 2 生活保護世帯への法外援護（予算額 128,132 千円）

【担当：生活福祉課・保護担当課】

生活保護法による扶助費の給付のほかに、生活保護受給世帯に対して健全育成費、中学校卒業後就職支度金、入浴券の支給、住宅引払い費用の助成及び自立促進事業を行っています。

### 生活保護世帯数等の推移

（各年 10 月現在）

年度	新宿区			東京都		
	被保護世帯数	被保護人員	保護率（‰）	被保護世帯数	被保護人員	保護率（‰）
4	8,718	9,757	27.8	231,718	278,247	19.8
5	8,715	9,714	27.5	231,418	276,213	19.6
6	8,535	9,492	26.6	230,345	273,445	19.3

（注）保護率（‰）＝（被保護人員／総人口）×1,000

（注）東京都福祉局月報による。

## 3 生活保護世帯に対する学習支援（予算額 75,273 千円）

ただし、予算額については生活困窮者の自立相談支援等に係る「学習支援事業」を含んでいます。

【担当：生活福祉課・保護担当課】

平成 25 年度から、生活保護受給世帯の中学生に対し、高校進学を目的とした学習支援事業「新宿進学さぼーと教室」を行ってきました。また、平成 27 年度からは、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業として、実施しています。

令和 6 年度からは、大学や専門学校等への進学、高校の中退防止も目的に加え、新宿進学さぼーと教室の対象を高校生まで拡大しました。さらに、様々な背景から、進学や希望の進路に思いが至らない子どもたちが、将来の夢や希望を自然に持てるよう、小学 4 年生以上の子どもを対象とする訪問型の学習支援も新たに開始しました。

## 4 ホームレスの自立支援（予算額 143,395 千円）

【担当：生活福祉課】

区内に起居するホームレスを対象に、生活、健康、債務等に関する相談や、就労の支援、シャワーの提供、乾パンの支給、元ホームレスの再路上化を防止するための支援など、年間を通じて自立を支援する事業を行っています。令和 6 年度における窓口でのホームレスの相談件数（乾パン支給を除く）は、約 8,500 件でした。

このほか東京都と 23 区が共同で路上生活者対策事業（緊急一時保護及び就労支援）を実施するため、都内に 5 か所、自立支援センターを設置しています。これは 5 つのブロックごとに各区持ち回りで 5 年ずつ設置するもので、新宿・千代田・中央・港区で構成する第 1 ブロックでは、千代田区内に「千代田寮」を開設しています。（令和 7 年 8 月までの予定。以後は、中央区内に「中央寮」を開設予定。）

区としては、平成 18 年 2 月「新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定し、以後、第 1 期、第 2 期、第 3 期にわたって同推進計画を策定して支援にあたってきました。区内のホームレス数は長期的には減少の傾向が続いていますが、ホームレスの高齢化・路上生活の長期化や、終夜営業店舗を転々とする「見えにくいホームレス」の存在などの課題が指摘されています。

こうしたことから、令和 7 年 3 月、ホームレスの実態把握や広報・周知機能の強化、関係機関ネットワークによる新宿 One Team 支援、人権啓発の強化も盛り込んだ「新宿区第 4 期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定しました。今後は、第 4 期推進計画に基づく各種施策を実施し、ホームレスの自立に向けた支援を推進していきます。

## 5 生活困窮者の自立相談支援等に関すること

【担当：生活福祉課】

生活困窮者自立支援法に基づき自立相談支援事業、住居確保給付金の支給及び各種支援事業を実施し、生活困窮者の自立の促進を図ります。事業の実施にあたって「生活支援相談窓口」を設置し、社会福祉士等の資格を持った相談支援員等が生活困窮者からの相談に対応します。

令和2～4年度まではコロナ禍の影響から住居確保給付金をはじめとする各事業の利用者数が急増していましたが、令和5年度以降は減少傾向に転じています。

### (1) 自立相談支援事業（予算額 52,676千円）

生活困窮者に対し、一人ひとりの状況に応じた自立支援計画を作成し、継続的な相談支援及び就労支援を実施するとともに関係機関とも連携しながら問題解決に向けた支援をします。

自立支援事業の実績 (令和7年3月末現在)

年度	自立相談支援事業の利用者数(件)	包括的・継続的な相談支援の実施者数(件)
4	3,458	1,309
5	1,557	157
6	1,227	150

### (2) 住居確保給付金の支給（予算額 32,712千円）

離職等により住居を失った又は失うおそれがある生活困窮者に対して、一定期間、家賃相当額を給付します。また、家計改善の支援において、転居によって家計が改善することが認められた場合、別途転居費用を支給します。

住居確保給付金の支給実績 (令和7年3月末現在)

年度	支給決定者数(人)	支給月数(月)	支給額(円)
4	465	3,076	162,723,400
5	115	819	42,983,100
6	67	367	18,803,500

支給月数及び支給額は、令和7年3月末までに支給済のもの

### (3) 就労準備支援事業（予算額 308千円）

すぐに仕事に就くことが不安な生活困窮者に対して、ビジネスマナー講習等の就職に向けた支援をします。

### (4) 家計改善支援事業（予算額 151千円）

家計について困っている生活困窮者に対し、家計管理に関する相談、債務整理、貸付のあっせん等の家計の改善に向けた支援をします。

### (5) 居住支援事業（予算額 1,818千円）

住居を失った生活困窮者に対して、一定期間、宿泊場所や食事等を提供します。

### (6) 学習支援事業

生活が困窮している世帯の子どもが、希望進路を自然に選択できるよう学習支援を実施します。なお、予算額については「生活保護世帯に対する学習支援」に含んでいます。

## 6 ひきこもり相談支援（予算額 15,640千円）

【担当：生活福祉課】

ひきこもり当事者やその家族が、より身近なところで相談でき、必要な支援を受けられる環境づくりを目指して、ひきこもり総合相談窓口を令和5年11月に設置しました。

窓口の設置により相談先を明確化し、関係機関と連携した支援を実施することにより、ひきこもりにお悩みの方に対して適切な支援を行っています。

令和7年度からは、ひきこもりにお悩みの方に対する支援メニューの拡充として、ひきこもり当事者が安心して過ごすことができる居場所づくりや、家族の情報交換や悩みを語り合える家族会を開催します。また、ひきこもりについて考える機会とするための講演会の開催や、当事者に、より一層情報が届くように、ひきこもり総合相談窓口を周知する配布物等を作成します。あわせて、さらに適切な支援が届けられるよう、相談員の支援スキルの向上を図ります。

これらにより、多くの方に必要な支援が届けられるように、ひきこもり支援体制の整備を進めます。

## ひきこもり相談件数

(令和7年3月末時点)

年度	窓口(来庁件数)			電話(問い合わせ件数)				訪問			他部署つなぎ	
	新規	継続	小計	新規	継続	関係機関	小計	新規	継続	小計	人数	件数
5	7	15	22	10	27	2	39	0	1	1	9	9
6	26	145	171	34	268	114	416	1	72	73	9	9

## 7 女性相談と福祉

【担当：生活福祉課】

### 女性相談 (予算額 21,602千円)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)を根拠に売買取春の周辺にいる女性、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)に基づく相談のみならず、問題を抱える女性すべてを対象としています。女性が抱える問題は、失業や病気、路上生活、意に反する妊娠や出産、家庭内暴力等と多岐にわたっており、関係機関と連携を図りながら解決に向けて取り組んでいます。

相談窓口では、時代の変化を敏感に捉えながら、様々な問題に直面している女性が真に自立した生活を送れるように、相談・援助活動を行っています。

### 相談状況件数

年度	総数	売春防止法 5条違反	売春強要	夫婦関係	親族関係	恋愛・男 女関係	職場・近隣 関係
4	950	9	1	121	73	18	27
5	904	0	0	136	52	21	24
6	965	6	0	91	60	13	21

年度	女性福 祉資金	生活 困窮	借金・ サラ金	医療・健 康関係	住宅 関係	職業 関係	施設 入所	その他
4	0	119	5	240	47	20	58	212
5	2	139	15	199	32	5	46	233
6	0	110	13	196	69	14	50	322

### 処理状況件数

年度	総数	就業	結婚	帰宅	女性相談 センター移送	福祉 事務所	児童相談 センター移送
4	950	10	3	43	53	21	2
5	904	2	0	46	47	27	1
6	965	3	0	37	40	23	2

年度	民生 委員	病院へ 移送	他の機関 へ移送	離婚 関係	借金 返済	助言 指導	その他
4	0	34	154	19	1	542	68
5	0	43	117	13	5	501	102
6	0	36	161	11	3	559	90

### 緊急一時保護等（予算額 7,201 千円）

相談窓口を訪れる女性は、頼れる人もなく問題の複雑さから緊急に保護を要する場合が多く、関係機関との連携を図りながら、緊急一時保護施設等を利用して自立のための支援を行っています。

緊急一時保護でも援助活動が終了せず、経済的援助が必要な場合は、生活保護法の適用を図りながら自立に向けた支援を行っています。

#### 緊急一時保護件数

年度	相談者数（人）	延べ緊急宿泊数（泊）
4	950	2,073
5	904	1,581
6	965	1,891

## 8 行旅病人及び行旅死亡人（予算額 5,757 千円）

【担当：生活福祉課】

### 行旅病人

旅行中に病気等で歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有しない者に対し、応急的援護を行っています。

### 行旅死亡人

身元不明、あるいは引取人のいない死亡人の火葬処理、遺骨保管、公告等及び人骨の火葬処理、保管等を行っています。

#### 行旅病人及び死亡人等取扱件数

年度	総数	行旅病人取扱	行旅死亡人等	人骨
4	72	0	70	2
5	69	0	68	1
6	82	0	81	1

## 9 中国残留邦人等に対する支援（予算額 70,540 千円）【担当：生活福祉課】

### 支援給付の実施（老齢基礎年金制度による対応を補完する生活支援）

老齢基礎年金の満額支給に加えて、世帯の収入が一定の基準に満たない場合には、生活保護基準と同額の支援給付金を支給しています。

生活保護の例により、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付及びその他政令で定める給付を行っています。また、特定配偶者に対し、中国残留邦人等の死亡後に配偶者支援金の支給を行っています。

#### 地域生活支援事業の実施

日本語教室等通学支援及び自主学习支援を行っています。

### 対象世帯

新宿区内在住の中国残留邦人等一世とその配偶者

（各年 10 月現在）

年度	支給世帯	人数
4	23	35
5	21	32
6	21	32

## 5 福祉部関連施設一覧

(令和7年4月1日現在)

### 1 障害者関連施設

#### 障害者福祉センター

名称	所在地	電話番号	備考
障害者福祉センター	戸山 1-22-2	3 2 3 2 - 3 7 1 1 FAX 3232-3344	指定管理者：社会福祉法人 新宿区障害者福祉協会

#### 福祉作業所

名称	所在地	電話番号	備考
新宿福祉作業所	戸山 1-22-2	3 2 3 2 - 3 7 1 5 FAX 3232-3991	指定管理者：社会福祉法人 日本キリスト教奉仕団
高田馬場福祉作業所	高田馬場 4-10-2	3 3 6 7 - 2 9 3 9 FAX 3367-2960	指定管理者：社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

#### 新宿生活実習所

名称	所在地	電話番号	備考
新宿生活実習所 (通称名：ぼればれ福祉園) 生活介護事業	矢来町 6	5 2 2 9 - 5 8 5 0 FAX 5229-0620	指定管理者：社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
新宿生活実習所 (通称名：ぼればれ福祉園) 短期入所・日中ショートステイ事業	細工町 1-3	5 2 2 9 - 5 8 5 1 FAX 5229-5851	

令和7年度中に現在建設中の牛込保健センター等複合施設(弁天町50)に移転予定

#### 心身障害者通所訓練施設

名称	所在地	電話番号	備考
あゆみの家	西落合 1-30-10	3 9 5 3 - 1 2 3 0 FAX 3953-1053	指定管理者：社会福祉法人 新宿区障害者福祉協会

#### 障害者生活支援センター

名称	所在地	電話番号	備考
障害者生活支援センター	百人町 4-4-2	5 9 3 7 - 6 8 2 1 FAX 3365-7360	指定管理者：(医財)厚生協会

#### 都の施設

名称	所在地	電話番号	備考
東京都心身障害者福祉センター	神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎 (セントラルプラザ)	3 2 3 5 - 2 9 4 6 FAX 3235-2968	

## 2 高齢者関連施設

### 地域ささえあい館

名称	所在地	電話番号	備考
薬王寺地域ささえあい館	市谷薬王寺町 20-40	3353-2333	

### シニア活動館

名称	所在地	電話番号	備考
高田馬場シニア活動館	高田馬場 3-39-29	3362-4560	指定管理者： 生活協同組合・東京高齢協
信濃町シニア活動館	信濃町 20	5369-6737	指定管理者： 生活協同組合・東京高齢協
戸山シニア活動館	戸山 2-27-2	3204-2422	指定管理者： 社会福祉法人 奉優会
西新宿シニア活動館	西新宿 4-8-35	3377-9380	指定管理者： 社会福祉法人 奉優会

### 地域交流館

名称	所在地	電話番号	備考
早稲田南町地域交流館	早稲田南町 50	3208-2552	指定管理者： 生活協同組合・東京高齢協
西早稲田地域交流館	西早稲田 1-22-2	5286-8311	指定管理者： (株)マミー・インターナショナル
新宿地域交流館	新宿 5-3-13	3341-8955	指定管理者： 生活協同組合・東京高齢協
山吹町地域交流館	山吹町 342	3269-6189	
上落合地域交流館	上落合 2-28-8	3360-1414	
北新宿地域交流館	北新宿 2-3-7	3369-5856	指定管理者： (株)テングラーリビングケアサービス
下落合地域交流館	下落合 3-12-33	3951-0023	指定管理者： 社会福祉法人 新宿区社会福祉事業団
百人町地域交流館	百人町 2-18-21	3368-8156	指定管理者： (株)ポピンズエデュケア
東五軒町地域交流館	東五軒町 5-24	3269-6895	
中町地域交流館	中町 25	6265-0608	指定管理者： 丸善雄松堂(株)
本塩町地域交流館	四谷本塩町 4-9	3350-1456	指定管理者： (株)ポピンズエデュケア
北山伏地域交流館	北山伏町 2-17	3269-7197	指定管理者： (株)日本デイケアセンター
中落合地域交流館	中落合 2-7-24	3952-7163	指定管理者： 生活協同組合・東京高齢協
北新宿第二地域交流館	北新宿 3-20-2	5348-6751	指定管理者： 社会福祉法人 奉優会
高田馬場地域交流館	高田馬場 1-4-17	3200-5816	指定管理者：社会福祉法人 新宿区社会福祉事業団

### 地域交流スペース(業務委託事業)

名称	所在地	電話番号	備考
ささえーる 中落合	中落合 1-7-1 (中落合高齢者在宅サービスセンター内)	3565-6375	運営委託：社会福祉法人 新宿区社会福祉事業団
あんじゅうむ大久保 高齢者地域交流スペース 一福	大久保 1-10-19	6457-6138	運営委託： (株)日本ライフデザイン

### 特別養護老人ホーム（区貸付施設）

名称	所在地	電話番号	備考
特別養護老人ホームあかね苑	北山伏町 2-12	3266-1811	貸付先：社会福祉法人アゼリヤ会
北新宿特別養護老人ホーム	北新宿 3-27-6	3363-3291	貸付先：社会福祉法人新宿区社会福祉事業団

### 高齢者在宅サービスセンター

名称	所在地	電話番号	備考
百人町高齢者在宅サービスセンター	百人町 3-30-2	3368-3501	指定管理者：社会福祉法人新宿区社会福祉事業団

### 高齢者在宅サービスセンター（区貸付施設）

名称	所在地	電話番号	備考
細工町高齢者在宅サービスセンター	細工町 1-3	3269-1331	貸付先：社会福祉法人新宿区社会福祉事業団
北新宿高齢者在宅サービスセンター	北新宿 3-27-6	3363-3292	
若葉高齢者在宅サービスセンター	若葉 3-6	5269-0531	
中落合高齢者在宅サービスセンター	中落合 1-7-1	5982-8741	貸付先：社会福祉法人アゼリヤ会
高齢者在宅サービスセンターあかね苑	北山伏町 2-12	3266-1811	

### 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）

名称	所在地	電話番号	備考
新宿区役所高齢者総合相談センター	歌舞伎町 1-4-1 新宿区役所本庁舎 2階 高齢者支援課内	5273-4593 5273-4254	
四谷高齢者総合相談センター	四谷三栄町 10-16 四谷保健センター 等複合施設 4階	5367-6770	運営委託：社会福祉法人新宿区社会福祉事業団
笹笥町高齢者総合相談センター	北山伏町 2-12 あかね苑新館内	3266-0753	運営委託：社会福祉法人アゼリヤ会
榎町高齢者総合相談センター	市谷仲之町 2-42 防災センター1階	5312-8442	運営委託：社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
若松町高齢者総合相談センター	戸山 2-27-2 戸山シニア活動館 1階	5292-0710	運営委託：SOMPO ケア(株)
大久保高齢者総合相談センター	百人町 2-8-13 Fiss1階	5332-5585	運営委託：(株)大起エンゼルヘルプ
戸塚高齢者総合相談センター	高田馬場 1-17-20 新宿区社会福祉協議会 1階	3203-3143	運営委託：(株)ニチイ学館
落合第一高齢者総合相談センター	中落合 2-5-21 聖母ホーム内	3953-4080	運営委託：社会福祉法人聖母会
落合第二高齢者総合相談センター	上落合 2-22-19 キャンパスエール 上落合 2階	5348-8871	運営委託：(株)やさしい手
柏木高齢者総合相談センター	北新宿 3-27-6 北新宿特別養護老人ホーム(かしわ苑)内	5348-9555	運営委託：社会福祉法人新宿区社会福祉事業団
角筈高齢者総合相談センター	西新宿 4-8-35 西新宿シニア活動館 3階	5309-2136	運営委託：社会福祉法人新宿区社会福祉事業団

令和7年度中に現在建設中の牛込保健センター等複合施設（弁天町50）に移転予定

### 3 その他

#### 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会

名称	所在地	電話番号
社会福祉法人新宿区社会福祉協議会	高田馬場 1-17-20	5 2 7 3 - 2 9 4 1 FAX 5273-3082
社会福祉法人新宿区社会福祉協議会 東分室	四谷三栄町 10-16	3 3 5 9 - 0 0 5 1 FAX 3359-0012

#### 社会福祉法人新宿区社会福祉事業団

名称	所在地	電話番号
社会福祉法人新宿区社会福祉事業団	北新宿 3-27-6	5 3 4 8 - 4 7 7 7 FAX 5348-4787

#### 新宿ここ・から広場

名称	所在地	電話番号
公益財団法人 新宿区勤労者・仕事支援センター	〔障害者就労支援〕 新宿 7-3-29 しごと棟 1 階	3 2 0 0 - 3 3 1 6 FAX 3208-3100
	〔障害福祉サービス事業〕 新宿 7-3-29 しごと棟 2 階	就労移行支援「エール」 3 2 0 8 - 1 6 0 9 就労継続支援 B 型「スマイル」 3 2 0 8 - 2 2 7 8
公益社団法人 新宿区シルバー人材センター	新宿 7-3-29 しごと棟 3 階・4 階	3 2 0 9 - 3 1 8 1 FAX 3209-4288
まいペース	〔障害児等タイムケア事業〕 新宿 7-3-29 子ども総合センター3 階	3 2 3 2 - 8 8 0 1 FAX 3232-8802

## 事務事業概要（新宿区福祉部）

刊 行 物 作 成 番 号  
2 0 2 5 - 5 - 2 9 0 1

令和7年度版  
令和7年5月発行  
編集・発行

新宿区福祉部地域福祉課  
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号  
電話03(5273)3517  
FAX 03(3209)9948

本誌はグリーン購入法に適合した印刷用紙を使用しています。